

○ 船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）（第一条関係）	1
※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後のもの	
○ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）（第二条関係）	29
※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後のもの	
○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）（抄）（第三条関係）	48
※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後のもの	
○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）（附則第十五条関係）	63
○ 海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）（抄）（附則第十六条関係）	64
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則第十七条関係）	65
※地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）による改正後のもの	
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（附則第十八条関係）	68
※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後のもの	
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十九条関係）	69
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第二十一条関係）	71
※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第 号）による改正後のもの	
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）（抄）（附則第二十二条関係）	72
○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）（抄）（附則第二十三条関係）	74
※公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）による改正後のもの	
○ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）（附則第二十四条関係）	76
○ 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（抄）（附則第二十五条関係）	79
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第二十六条関係）	84
○ 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）（抄）（附則第二十七条関係）	85

○ 船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）（第一条関係）

※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 食料並びに安全及び衛生（第八十条―第八十三条）</p> <p>第八章の二 登録生存講習機関等</p> <p>第一節 登録生存講習機関（第八十三条の二―第八十三条の十六）</p> <p>第二節 登録消火講習機関（第八十三条の十七―第八十三条の十九）</p> <p>第八章の三 快適な海上労働環境の形成のための措置（第八十三条の二十一）</p> <p>第九章～第十三章（略）</p> <p>第十四章 罰則（第二百二十二条―第三百三十七条）</p> <p>附則</p> <p>（船舶所有者に関する規定の適用）</p> <p>第五条 この法律の規定（第十一章の二、第一百十三条第三項、第三十条の二、第三百三十条の三、第三百三十一条（第七号に係る部分に限る。）及び第三百三十五条第一項（第三百三十条の二、第三百三十条の三又は第三百三十一条第七号の違反行為に係る部分に限る。）を除く。）及びこの法律に基づく命令の規定（第十一章の二の規定に基づく命令の規定を除く。）のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者にこれを適用する。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 食料並びに安全及び衛生（第八十条―第八十三条）</p> <p>（新設）</p> <p>第九章～第十三章（略）</p> <p>第十四章 罰則（第二百二十二条―第三百三十六条）</p> <p>附則</p> <p>（船舶所有者に関する規定の適用）</p> <p>第五条 この法律の規定（第十一章の二、第一百十三条第三項、第三十条の二、第三百三十条の三、第三百三十一条（第六号に係る部分に限る。）及び第三百三十五条第一項（第三百三十条の二、第三百三十条の三又は第三百三十一条第六号の違反行為に係る部分に限る。）を除く。）及びこの法律に基づく命令の規定（第十一章の二の規定に基づく命令の規定を除く。）のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者にこれを適用する。</p>

② 第十一章の二、第百十三條第三項、第百三十條の二、第百三十條の三、第百三十一條（第七号に係る部分に限る。）及び第百三十五條第一項（第百三十條の二、第百三十條の三又は第百三十一條第七号の違反行為に係る部分に限る。）の規定並びに第十一章の二の規定に基づく命令の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適用する。

（コンテナが海中に転落した場合における通報）

第十三條の二 国土交通省令で定める船舶の船長は、その輸送中のコンテナが海中に転落したときは、直ちに、当該コンテナが海中に転落したと見込まれる地点その他の国土交通省令で定める事項を、国土交通省令で定めるところにより、自己の指揮する船舶の付近にある船舶であつて国土交通省令で定める範囲内にあるもの、当該地点の最寄りの海上保安機関及び自己の指揮する船舶の旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。）の権限のある機関に通報しなければならない。

② 船舶所有者その他船舶の運航に関し権原を有する者として国土交通省令で定めるものは、異常気象その他の事由により前項に規定する船長が同項の規定による通報をすることが困難であると認めるときは、当該船長に代わつてこれをするよう努めなければならない。

（募集受託者又は船員職業紹介事業者を利用した船員の雇入れの制限）

第三十二條の二 船舶所有者は、次に掲げる者を船員として雇入れてはならない。

一 当該船舶所有者が、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）第四十四條第一項の許可を受けずに日本国内におい

② 第十一章の二、第百十三條第三項、第百三十條の二、第百三十條の三、第百三十一條（第六号に係る部分に限る。）及び第百三十五條第一項（第百三十條の二、第百三十條の三又は第百三十一條第六号の違反行為に係る部分に限る。）の規定並びに第十一章の二の規定に基づく命令の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適用する。

（新設）

（募集受託者又は船員職業紹介事業者を利用した船員の雇入れの制限）

第三十二條の二 船舶所有者は、次に掲げる者を船員として雇入れてはならない。

一 当該船舶所有者が、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）第四十四條第一項の許可を受けずに日本国内におい

て募集受託者（同条第二項に規定する募集受託者をいう。第三号において同じ。）に行わせた船員の募集（同法第六条第八項に規定する船員の募集をいう。同号において同じ。）に忠じた者

二 船員職業安定法第三十四条第一項の許可を受けて、又は同法第四十条第一項の規定による届出をして船員職業紹介事業（同法第六条第三項に規定する船員職業紹介事業をいう。第四号において同じ。）を行う者以外の者（日本政府、同法第六条第四項に規定する特定地方公共団体及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第二項に規定する船員雇用促進センターを除く。）が日本国内において当該船舶所有者に紹介した求職者

三・四（略）

（船員手帳）

第五十条 船員は、国土交通大臣が交付する船員手帳を受有しなければならぬ。

②（略）

③ 船員手帳には、国土交通大臣、船舶所有者その他の者が当該船員手帳を受有する船員の身分関係事項その他の事実を記載するものとする。

④ 前項に定めるもののほか、船長は、その指揮する船舶に乗り組もうとし、又は乗り組む船員について雇入契約の成立等があつたことを知つたときは、遅滞なく、当該船員の船内における職務、雇入期間その他の勤務に関する事項をその船員手帳に記載しなければならぬ。ただし、船舶所有者が国土交通省令で定めるところにより船員に対し当該勤務に関する事項を記載した書面を交付した場合は、この限りでない。

⑤ 前各項に定めるもののほか、船員手帳の二重受有の禁止及び記載事項の訂正に係る申請義務並びに船員手帳の返還の手續に関し

て募集受託者（同条第二項に規定する募集受託者をいう。第三号において同じ。）に行わせた船員の募集（同法第六条第七項に規定する船員の募集をいう。同号において同じ。）に忠じた者

二 船員職業安定法第三十四条第一項の許可を受けて、又は同法第四十条第一項の規定による届出をして船員職業紹介事業（同法第六条第三項に規定する船員職業紹介事業をいう。第四号において同じ。）を行う者以外の者（日本政府及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第二項に規定する船員雇用促進センターを除く。）が日本国内において当該船舶所有者に紹介した求職者

三・四（略）

（船員手帳）

第五十条 船員は、船員手帳を受有しなければならぬ。

②（略）

③ 船長は、国土交通省令で定めるところにより、船内における職務、雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を船員手帳に記載しなければならぬ。

（新設）

（新設）

船員及び船長その他他人の船員手帳を保管する者の遵守すべき事項は、政令で定める。

⑥ 前各項に定めるもののほか、船員手帳の様式並びにその交付、再交付、訂正、書換え及び返還に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(勤務成績証明書)

第五十一条 海員は、船舶所有者又は船長に対し勤務の成績に関する証明書の交付を請求することができる。

第七十三条 第六十条から第六十九条までの規定の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に関し船舶所有者の遵守すべき事項は、政令で定める。

② 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、交通政策審議会の議を経なければならない。

(特定雇入契約以外の雇入契約を締結した際の基本訓練)

第八十一条の二 船舶所有者は、船員と雇入契約(次条第一項に規定する特定雇入契約を除く。第八十一条の四において同じ。)を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練(船舶に急迫した危険がある場合その他非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための次に掲げる事項に関する教育訓練をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)を実施しなければならない。ただし、当該船員が次項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受有している場合にあつては基本訓練を実施することを要せず、当該船員が次条第二項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受有している場合にあつては第三号及び第四号に掲げる事項に係る基本訓練を実施することを要しな

④ 船員手帳の交付、再交付、訂正、書換え及び返還に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(勤務成績証明書)

第五十一条 海員は、船長に対し勤務の成績に関する証明書の交付を請求することができる。

第七十三条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、交通政策審議会の決議により、第六十条から第六十九条までの規定の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に関し必要な国土交通省令を発することができる。

(新設)

(新設)

- い。
- 一 船舷から水面への安全な飛び降り方、救命設備の使用方法及その他の海上での救命に関する事項（次条第三項第一号において「生存技術」という。）
 - 二 火災の化学的性質、消火設備の使用方法及その他の船上での消火に関する事項（次条第三項第二号において「消火技術」という。）
 - 三 負傷者に対する船内での応急の手当に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、船舶に急迫した危険がある場合その他非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための国土交通省令で定める事項
- ② 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練を修了した者に対し、基本訓練を修了した旨の証明書を交付しなければならぬ。
- （特定雇入契約を締結した際の基本訓練及び実技講習）
- 第八十一条の三 船舶所有者は、船員と特定雇入契約（遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶その他の国土交通省令で定める船舶において船長その他の国土交通省令で定める職務を行う旨を定めた雇入契約をいう。以下この条から第八十一条の五までにおいて同じ。）を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練（前条第一項第三号及び第四号に掲げる事項に係るものに限る。）を実施しなければならない。ただし、当該船員が同条第二項又は次項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受有している場合は、この限りでない。
- ② 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する基本訓練を修了した者に対し、当該基本訓練を修了した旨の証明書を交付しなければならない。
- ③ 船舶所有者は、船員と特定雇入契約を締結したときは、遅滞な

（新設）

く、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる教育訓練の区分に応じ、当該各号に定める実技講習を受けさせなければならない。

一 生存技術に関する教育訓練 生存技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習（以下「生存講習」という。）であつて、第八十三条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録生存講習機関」という。）（第八十三条の十四第一項の規定により国土交通大臣が生存講習を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣）が行うもの

二 消火技術に関する教育訓練 消火技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習（第五項第二号を除き、以下「消火講習」という。）であつて、第八十三条の十七の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（第八十三条の十九及び第三百三十一條の三において「登録消火講習機関」という。）（第八十三條の十九において準用する第八十三條の十四第一項の規定により国土交通大臣が消火講習を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣）が行うもの

④ 締結した船員が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 特定雇入契約の締結の日前五年以内に前項第一号に定める実技講習の課程を修了したこと。

二 特定雇入契約の締結の日前五年以内に船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項に規定する登録海技免許講習（次項第二号において「登録海技免許講習」という。）のうち同法別表第一の備考第三号又は第四号に規定する救命講習又は機関救命講習の課程を修了したこと。

三 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「船員条約」という。）又は千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する

国際条約（以下「漁船員条約」という。）の締約国が発給した書面によつて特定雇入契約の締結の日前五年以内に前項第一号に定める実技講習に相当する講習の課程を修了したことを確認することができること。

⑤ 第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、特定雇入契約を締結した船員が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 特定雇入契約の締結の日前五年以内に第三項第二号に定める実技講習の課程を修了したこと。

二 特定雇入契約の締結の日前五年以内に登録海技免許講習のうち船舶職員及び小型船舶操縦者法別表第一の備考第五号に規定する消火講習の課程を修了したこと。

三 船員条約又は漁船員条約の締約国が発給した書面によつて特定雇入契約の締結の日前五年以内に第三項第二号に定める実技講習に相当する講習の課程を修了したことを確認することができること。

（特定雇入契約以外の雇入契約を特定雇入契約に変更した際の実技講習）

第八十一条の四 前条第三項から第五項までの規定は、船舶所有者が船員と締結した雇入契約を特定雇入契約に変更した場合について準用する。

（特定雇入契約が存する船員に対する再講習）

第八十一条の五 船舶所有者は、当該船舶所有者との間に特定雇入契約が存する船員について第八十一条の三第三項第一号又は第四項第二号若しくは第三号に定める講習の課程の修了の日（これらの日が複数ある場合にあつては、直近の日）後五年を経過したときは、遅滞なく、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、同条第三項第一号に定める実技講習又はこれに相当する講習

（新設）

（新設）

であつて船員条約若しくは漁船員条約の締約国が認めたものを受けさせなければならない。

② 船舶所有者は、当該船舶所有者との間に特定雇入契約が存する船員について第八十一条の三第三項第二号又は第五項第二号若しくは第三号に定める講習の課程の修了の日（これらの日が複数ある場合にあつては、直近の日）後五年を経過したときは、遅滞なく、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、同条第三項第二号に定める実技講習又はこれに相当する講習であつて船員条約若しくは漁船員条約の締約国が認めたものを受けさせなければならない。

第八章の二 登録生存講習機関等

第一節 登録生存講習機関

（登録生存講習機関の登録）

第八十三条の二 生存講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（登録の要件等）

第八十三条の三 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 生存講習の用に供する施設又は設備が次に掲げる要件に適合すること。

イ 実習水域（実習期間中においては、原則として占用することができないものに限る。）又は水泳プール及び飛び込み台を備えていること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

- ロ 救命器具及び信号装置を備えていること。
 - 二 生存講習を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。
 - イ 十八歳以上であること。
 - ロ 過去二年間に生存講習の実施に関する事務（以下「生存講習事務」という。）に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分を違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わらざりし若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。
 - ハ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第一号ハに掲げる三級海技士（航海）の資格若しくは同項第二号ハに掲げる三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に係る同法第四条第一項に規定する海技免許を有する者又はこれらと同等以上の知識及び能力を有する者であること。
- 2 | 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。
- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わらざりし若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第八十三条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 | 前条の登録は、登録生存講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 生存講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 生存講習事務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録事項の変更の届出)

第八十三条の四 登録生存講習機関は、前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(新設)

(登録の更新)

第八十三条の五 第八十三条の二の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(新設)

2 第八十三条の二及び第八十三条の三の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(生存講習事務の実施に係る義務)

第八十三条の六 登録生存講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める時間数以上の講習を行うことその他国土交通省令で定める基準に適合する方法により生存講習事務を行わなければならない。

(新設)

2 登録生存講習機関は、その生存講習の課程を修了した者に対し、生存講習の課程を修了した旨の証明書(次条第二項において「修了証明書」という。)を交付しなければならない。

(登録生存講習事務規程)

第八十三条の七 登録生存講習機関は、生存講習事務の開始前に、生存講習事務の実施に関する規程(次項において「登録生存講習事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(新設)

2 登録生存講習事務規程には、生存講習の実施方法、生存講習に関する料金、修了証明書の交付の手續その他の国土交通省令で定

める事項を定めておかなければならない。

(帳簿の備付け等)

第八十三条の八 登録生存講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、生存講習事務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(新設)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八十三条の九 登録生存講習機関は、毎事業年度、当該事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第百条の十九第二項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

(新設)

2 生存講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録生存講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録生存講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第八十三条の十 国土交通大臣は、登録生存講習機関が第八十三条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録生存講習機関に対し、当該要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第八十三条の十一 国土交通大臣は、登録生存講習機関が第八十三条の六の規定に違反していると認めるときは、その登録生存講習機関に対し、同条第一項の規定により生存講習事務を行うべきこと又は生存講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(生存講習事務の休廃止)

第八十三条の十二 登録生存講習機関は、生存講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(登録の取消し等)

第八十三条の十三 国土交通大臣は、登録生存講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十三条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて生存講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八十三条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第八十三条の四、第八十三条の七、第八十三条の八、第八十三条の九第一項又は前条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第八十三条の九第二項の規定による請

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

求を拒んだとき。

四 第八十三条の十又は第八十三条の十一の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第八十三条の二の登録又はその更新を受けたとき。

(国土交通大臣による生存講習の実施等)

第八十三条の十四 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、生存講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録生存講習機関がないとき。

二 第八十三条の十二の規定による生存講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条の規定により第八十三条の二の登録を取り消し、又は登録生存講習機関に対し生存講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録生存講習機関が天災その他の事由により生存講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 国土交通大臣が前項の規定により生存講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行う場合における生存講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(公示)

第八十三条の十五 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八十三条の二の登録をしたとき。

二 第八十三条の四又は第八十三条の十二の規定による届出があつたとき。

三 第八十三条の十三の規定により第八十三条の二の登録を取り

(新設)

(新設)

消し、又は業務の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により国土交通大臣が生存講習事務に関する業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた生存講習事務に関する業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(報告徴収及び立入検査)

第八十三条の十六 国土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録生存講習機関に対し、生存講習事務に関し報告させ、又はその職員に、登録生存講習機関の事務所に立ち入り、生存講習事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二節 登録消火講習機関

(登録消火講習機関の登録)

第八十三条の十七 消火講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

(登録の要件等)

第八十三条の十八 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 消火講習の用に供する施設又は設備が次に掲げる要件に適合

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- イ 実習場（密閉された区画があるものに限る。）を備えていること。
 - ロ 水噴霧放射器、泡消火器、炭酸ガス消火器、粉末消火器その他の国土交通省令で定める器具を備えていること。
 - 二 消火講習を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。
 - イ 十八歳以上であること。
 - ロ 過去二年間に消火講習の実施に関する事務（第三項第三号及び次条において「消火講習事務」という。）に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。
 - ハ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第一号ハに掲げる三級海技士（航海）の資格若しくは同項第二号ハに掲げる三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に係る同法第四条第一項に規定する海技免許を有する者又はこれらと同等以上の知識及び能力を有する者であること。
- 2 | 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。
- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 次条において準用する第八十三条の十三の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 | 前条の登録は、登録消火講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 消火講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 消火講習事務を行う事務所の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(準用)

第八十三条の十九 前節(第八十三条の二及び第八十三条の三を除く。)の規定は、第八十三条の十七の登録、消火講習、登録消火講習機関及び消火講習事務について準用する。この場合において、第八十三条の四中「前条第三項第二号」とあるのは「第八十三条の十八第三項第二号」と、第八十三条の五第二項中「第八十三条の二及び第八十三条の三」とあるのは「第八十三条の十七及び第八十三条の十八」と、第八十三条の七中「登録生存講習事務規程」とあるのは「登録消火講習事務規程」と、第八十三条の十中「第八十三条の三第一項各号」とあるのは「第八十三条の十八第一項各号」と、第八十三条の十三第一号中「第八十三条の三第二項第一号」とあるのは「第八十三条の十八第二項第一号」と、第八十三条の十六第一項中「この節」とあるのは「この節(第八十三条の二及び第八十三条の三を除く。)」並びに次条及び第八十三条の十八」と読み替えるものとする。

第八章の三 快適な海上労働環境の形成のための措置

(船舶所有者の講ずる措置)

第八十三条の二十 船舶所有者は、船内における安全及び衛生の水準並びに休息の質の向上を図るため、次に掲げる措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な海上労働環境(船内における職場環境並びに船員室の居住環境及びインターネットの利用環境をいう。以下この条において同じ。)を形成するように努めな

(新設)

(新設)

(新設)

なければならない。この場合において、第二号から第四号までに掲げる措置については、当該船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様を勘案するものとする。

一 係船の自動化その他の船内作業の方法を改善するための措置

二 船員室の新設、増設又は拡大

三 船員室におけるインターネットの利用を確保するための措置

四 浴槽その他の船内作業に従事することによる船員の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備

五 空気調和設備の作動状態の確認その他の海上労働環境を快適な状態に維持管理するための措置

六 前各号に掲げるもののほか、快適な海上労働環境を形成するため必要な措置

（快適な海上労働環境の形成のための指針の公表等）

第八十三条の二十一 国土交通大臣は、前条に規定する措置に関し

、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の指針に従い、船舶所有者又はその団体に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（年少船員の就業制限）

第八十五条（略）

②（略）

③ 船舶所有者は、年齢十八年未満の者を船員として使用しようとするときは、国土交通大臣の認証を受けなければならない。

④（略）

（海上労働証書）

第百条の三 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前

（新設）

（年少船員の就業制限）

第八十五条（略）

②（略）

③ 船舶所有者は、年齢十八年未満の者を船員として使用しようとするときは、その者の船員手帳に国土交通大臣の認証を受けなければならない。

④（略）

（海上労働証書）

第百条の三 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前

条第一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなければならない。国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めた場合において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めるときも、同様とする。

一〇五 (略)

六 第五十条第四項本文の規定により船員の勤務に関する事項が船員手帳に記載され、又は同項ただし書の規定により船員に同項ただし書に規定する書面が交付されていること。

七〇七 (略)

十八 第八十一条の二第一項又は第八十一条の三第一項の規定により、船員についてこれらの規定に規定する基本訓練が実施されていること。

十九 第八十一条の三第三項から第五項まで（これらの規定を第八十一条の四において準用する場合を含む。）及び第八十一条の五の規定により、船員に第八十一条の三第三項各号に定める実技講習（第八十一条の五の規定の適用を受ける船員にあつては、これらに相当する講習であつて船員条約又は漁船員条約の締約国が認めたものを含む。）を受けさせていること。

二〇〇三十四 (略)

三十五 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第一項に規定する船舶（同条第四項に規定する小型船舶を除く。）にあつては、同法第十八条（第四項を除く。）、第十九条第一項及び第二十条の二第五項の規定により、同法第二条第二項に規定する船舶職員が乗り組んでいること。

三〇六 (略)

二〇五 (略)

条第一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなければならない。国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めた場合において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めるときも、同様とする。

一〇五 (略)

六 第五十条第三項の規定により、船員の勤務に関する事項が船員手帳に記載されていること。

七〇七 (略)

(新設)

(新設)

一八〇三十二 (略)

三十三 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第一項に規定する船舶（同条第四項に規定する小型船舶を除く。）にあつては、同法第十八条、第十九条第一項及び第二十三条第五項の規定により、同法第二条第二項に規定する船舶職員が乗り組んでいること。

三〇四 (略)

二〇五 (略)

(臨時海上労働証書)

第百条の六 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が第一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、臨時海上労働証書を交付しなければならない。

一 第百条の三第一項第一号から第五号まで、第十号、第十二号、第十四号、第十八号から第二十三号まで、第二十七号から第三十一号まで、第三十四号及び第三十五号の要件に適合していること。

二 (略)

三 国土交通省令で定めるところにより、当該船舶が第百条の三第一項第一号から第三十五号までに掲げる要件に適合するため船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法が定められていること。

4・5 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第百条の十九 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財務諸表等を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(臨時海上労働証書)

第百条の六 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が第一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、臨時海上労働証書を交付しなければならない。

一 第百条の三第一項第一号から第五号まで、第十号、第十二号、第十四号、第十八号から第二十一号まで、第二十五号から第二十九号まで、第三十二号及び第三十三号の要件に適合していること。

二 (略)

三 国土交通省令で定めるところにより、当該船舶が第百条の三第一項第一号から第三十三号までに掲げる要件に適合するため船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法が定められていること。

4・5 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第百条の十九 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第百条の二十六第二項第四号及び第三百三十六条において「財務諸表等」という。)を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(航海当直部員)

第一百七条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶に航海当直をすべき職務を有する部員（第五項において「航海当直部員」という。）として部員を乗り組ませようとする場合には、次項の規定により証印を受けている者又は航海当直部員適任証書を受有する者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならぬ。

② 国土交通大臣は、国土交通省令の定めるところにより航海当直をするために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をし、又は航海当直部員適任証書を交付する。

③ 国土交通大臣は、次項の規定により証印を抹消され、又は航海当直部員適任証書の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者に対しては、前項の証印又は同項の規定による航海当直部員適任証書の交付をしないことができる。

④ 国土交通大臣は、第二項の規定により証印を受けている者又は航海当直部員適任証書を受有する者が、その職務に関してこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その者に対し船員手帳の提出を命じ、その証印を抹消し、又は航海当直部員適任証書の返納を命じることができる。

⑤ 前各項に定めるもののほか、航海当直部員並びに第二項の証印及び航海当直部員適任証書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(危険物等取扱責任者)

第一百七条の三 船舶所有者は、国土交通省令で定めるタンカー（国土交通大臣が定める危険物又は有害物であるばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶をいう。）又は国土交通省令で定める液化天然ガス等燃料船（液化天然ガスその他の国土交通

(航海当直部員)

第一百七条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶に航海当直をすべき職務を有する部員（第五項において「航海当直部員」という。）として部員を乗り組ませようとする場合には、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならぬ。

② 国土交通大臣は、国土交通省令の定めるところにより航海当直をするために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

③ 国土交通大臣は、次項の規定により証印を抹消され、その日から一年を経過しない者に対しては、前項の証印をしないことができる。

④ 国土交通大臣は、第二項の規定により証印を受けている者が、その職務に関してこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その者に対し船員手帳の提出を命じ、その証印を抹消することができる。

⑤ 前各項に定めるもののほか、航海当直部員及び第二項の規定による証印に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(危険物等取扱責任者)

第一百七条の三 船舶所有者は、国土交通省令で定めるタンカー（国土交通大臣が定める危険物又は有害物であるばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶をいう。）又は国土交通省令で定める液化天然ガス等燃料船（液化天然ガスその他の国土交通

大臣が定める危険物又は有害物である液体物質を燃料とする船舶をいう。)には、危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理すべき職務を有する者(第三項において「危険物等取扱責任者」という。)として、次項の規定により証印を受けている者又は危険物等取扱責任者適任証書を受有する者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

② 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をし、又は危険物等取扱責任者適任証書を交付する。

③ 前条第三項から第五項までの規定は、危険物等取扱責任者並びに前項の証印及び危険物等取扱責任者適任証書について準用する。

(特定海域運航責任者)

第一百七条の四 船舶所有者は、特定海域(海氷の状況その他の自然的条件により船舶の航行の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがあるため、その運航につき特別の知識及び技能が必要であると認められる海域として国土交通省令で定めるものをいう。)を航行する船舶には、海域の特性に応じた運航に関する業務を管理すべき職務を有する者(第三項において「特定海域運航責任者」という。)として、次項の規定により証印を受けている者又は特定海域運航責任者適任証書を受有する者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

② 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより海域の特性に応じた運航に関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をし、又は特定海域運航責任者適任証書を交付する。

大臣が定める危険物又は有害物である液体物質を燃料とする船舶をいう。)には、危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理すべき職務を有する者(第三項において「危険物等取扱責任者」という。)として、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

② 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

③ 前条第三項から第五項までの規定は、危険物等取扱責任者及び前項に規定する証印について準用する。

(特定海域運航責任者)

第一百七条の四 船舶所有者は、特定海域(海氷の状況その他の自然的条件により船舶の航行の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがあるため、その運航につき特別の知識及び技能が必要であると認められる海域として国土交通省令で定めるものをいう。)を航行する船舶には、海域の特性に応じた運航に関する業務を管理すべき職務を有する者(第三項において「特定海域運航責任者」という。)として、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

② 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより海域の特性に応じた運航に関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

③ 第一百七十七条の二第三項から第五項までの規定は、特定海域運航責任者並びに前項の証印及び特定海域運航責任者適任証書について準用する。

(外国船舶の監督等)

第二百十条の三 国土交通大臣は、その職員に、日本船舶以外の船舶（第一条第一項の国土交通省令で定める船舶及び同条第二項各号に定める船舶を除く。）であつて国土交通省令で定めるもの（以下この条において「外国船舶」という。）が国内の港にある間、当該外国船舶に立ち入り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に適合しているかどうかについて検査を行わせることができる。

一 当該外国船舶が漁ろうに従事する船舶以外の船舶である場合
次のイからニまでに掲げる要件

イ 当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合していること。

ロ 当該外国船舶の乗組員が船員条約に定める航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。

ハ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合していること。

(1) 当該外国船舶が船員条約の締約国の船舶である場合 当該外国船舶の乗組員のうち、船員条約によりその職務に応じ適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、船員条約に定める訓練の課程であつてその締約国が船員条約に定める要件に適合すると認めたものを修了した旨の証明書（(2)において「締約国証明書」という。）を受有していること。

(2) 当該外国船舶が船員条約の非締約国の船舶である場合 当該外国船舶の乗組員のうち、船員条約を適用するとした

③ 第一百七十七条の二第三項から第五項までの規定は、特定海域運航責任者及び前項に規定する証印について準用する。

(外国船舶の監督等)

第二百十条の三 国土交通大臣は、その職員に、日本船舶以外の船舶（第一条第一項の国土交通省令で定める船舶及び同条第二項各号に定める船舶を除く。）以下この条において「外国船舶」という。）で国土交通省令で定めるものが国内の港にある間、当該外国船舶に立ち入り、当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合しているかどうか及び当該外国船舶の乗組員が次に掲げる要件の全てに適合しているかどうかについて検査を行わせることができる。

一 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に定める航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。

二 操舵設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に關し国土交通省令で定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能力を有していること。

ならば締約国証明書を受有することを要求されることとなる者が、締約国証明書の発給を受けることができる者と同
等以上の知識及び能力を有していること。

二| 当該外国船舶の乗組員が操舵設備又は消防設備の操作その
他の航海の安全の確保に関し国土交通省令で定める事項を適
切に実施するために必要な知識及び能力を有していること。

二| 当該外国船舶が漁ろうに従事する船舶である場合 次のイ及
びロに掲げる要件

イ| 当該外国船舶の乗組員が漁船員条約に定める航海当直の基
準に従つた航海当直を実施していること。

ロ| 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は
(2)に定める要件に適合していること。

(1)| 当該外国船舶が漁船員条約の締約国の船舶である場合
当該外国船舶の乗組員のうち、漁船員条約により適当かつ
有効な証明書を受有することを要求されている者が、漁船
員条約に定める訓練の課程であつてその締約国が漁船員条
約に定める要件に適合すると認められたものを修了した旨の証
明書(2)において「締約国証明書」という。)を受有して
いること。

(2)| 当該外国船舶が漁船員条約の非締約国の船舶である場合
当該外国船舶の乗組員のうち、漁船員条約を適用すると
したならば締約国証明書を受有することを要求されること
となる者が、締約国証明書の発給を受けることができる者
と同等以上の知識及び能力を有していること。

② 国土交通大臣は、前項の検査を行う場合において必要があると
認めるときは、その必要と認める限度において、当該外国船舶の
帳簿書類その他の物件を検査し、当該外国船舶の乗組員に質問し
、又は当該外国船舶の乗組員が同項第一号ハ(2)若しくはニ若しく
は第二号ロ(2)に規定する知識及び能力を有するかどうかについて
審査を行うことができる。

② 国土交通大臣は、前項の検査を行う場合において必要があると
認めるときは、その必要と認める限度において、当該外国船舶の
帳簿書類その他の物件を検査し、当該外国船舶の乗組員に質問し
、又は当該外国船舶の乗組員が同項第二号に定める知識及び能力
を有するかどうかについて審査を行うことができる。

③ 国土交通大臣は、第一項の規定による検査の結果、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に適合していないと認めるときは、当該外国船舶の船長に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを文書により通告するものとする。

④・⑤ (略)

⑥ 第一百一条第三項の規定は第四項の場合について、第一百七条第三項及び第四項の規定は第一項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一百一条第三項中「前項」とあるのは「第一百二十条の三第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「同条第一項各号に定める要件に適合するため必要な措置がとられた」と、第一百七条第三項中「前二項」とあるのは「第一百二十条の三第一項」と、「船員労務官」とあるのは「同項の規定により立入検査をする職員」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第一百二十条の三第一項」と読み替えるものとする。

⑦ (略)

(手数料の納付)

第二百一条の二 次に掲げる者(百四条第一項の規定により市町村長が行う事務に係る申請をする者を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国に納めなければならない。

一 四 (略)

五 生存講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者

六 消火講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者

③ 国土交通大臣は、第一項の規定による検査の結果、当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合していないと認めるとき、又は当該外国船舶の乗組員が同項各号に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めるときは、当該外国船舶の船長に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを文書により通告するものとする。

④・⑤ (略)

⑥ 第一百一条第三項の規定は第四項の場合について、第一百七条第三項及び第四項の規定は第一項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一百一条第三項中「前項」とあるのは「第一百二十条の三第四項」と、「第一項に規定する事実がなくなつた」とあるのは「二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件及び同条第一項各号に定める要件に適合するため必要な措置がとられた」と、第一百七条第三項中「前二項」とあるのは「第一百二十条の三第一項」と、「船員労務官」とあるのは「同条第一項の規定により立入検査をする職員」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第一百二十条の三第一項」と読み替えるものとする。

⑦ (略)

(手数料の納付)

第二百一条の二 次に掲げる者(百四条第一項の規定により市町村長が行う事務に係る申請をする者を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国に納めなければならない。

一 四 (略)

(新設)

(新設)

七〇九 (略)

第二百二十六条 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 第十三条の二第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をしたとき。

五〇七 (略)

八 第五十条第四項本文の規定に違反して、船員手帳に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第二百二十八条 海員が次の各号のいずれかに該当する場合には、一年以下の拘禁刑に処する。

一 (略)

二 第十二条、第十三条又は第十四条に規定する場合において、船長が人命、船舶、航空機又は積荷の救助に必要な手段をとるのに当たり、上長の命令に服従しなかつたとき。

三・四 (略)

第三百十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の三第一項若しくは第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第三項（第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条（第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十一条の二第一項、第八十一条の三第一項若しくは第三項（第八十一条の四において準用する場合を含む。）、第八十一条の五、第八十二条、第八十六条第一項、

五〇七 (略)

第二百二十六条 船長が次の各号のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

(新設)

四〇六 (略)

七 第五十条第三項の規定に違反して、船員手帳に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第二百二十八条 海員が次の各号のいずれかに該当する場合には、一年以下の拘禁刑に処する。

一 (略)

二 第十二条から第十四条までに規定する場合において、船長が人命、船舶、航空機又は積荷の救助に必要な手段をとるのに当たり、上長の命令に服従しなかつたとき。

三・四 (略)

第三百十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の三第一項若しくは第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第三項（第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条（第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十

第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第一百二十二条第二項、第一百七条の二第一項、第一百七条の三第一項、第一百七条の四第一項、第一百八条第一項、第一百八条の二から第一百八条の四まで又は第一百八条の六第四項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

五 第五十条第四項ただし書の規定による書面の交付に際して虚偽の記載をした書面を交付したとき。

六 八 (略)

第三百三十一条の三 第八十三条の十三(第八十三条の十九において準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録生講習機関又は登録消火講習機関(次条において「登録生講習機関等」という。)の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録生講習機関等の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十三条の八(第八十三条の十九において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第八十三条の十二(第八十三条の十九において準用する場合

一条から第九十四条まで、第一百二十二条第二項、第一百七条の二第一項、第一百七条の三第一項、第一百七条の四第一項、第一百八条第一項、第一百八条の二から第一百八条の四まで若しくは第一百八条の六第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一条 船舶所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

(新設)

五 七 (略)

(新設)

(新設)

を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三百三十一条の五・第三百三十一条の六 (略)

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 削除

三・四 (略)

五 第八十三条の十六第一項(第八十三条の十九において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 (略)

② 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

五 第七十七条第一項の規定による出頭の命令に依らず、同項の規定による帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、若しくは同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

六 (略)

第三百三十六条 第八十三条の九第一項(第八十三条の十九において準用する場合を含む。)若しくは第百条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項

第三百三十一条の三・第三百三十一条の四 (略)

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五十条第四項の規定に基づく国土交通省令に違反した者

三・四 (略)

(新設)

五 (略)

② 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

五 第七十七条第一項の規定による出頭の命令に依らず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

六 (略)

第三百三十六条 第百条の十九第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の

を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第八十三条の九第二項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）若しくは第百条の十九第二項の規定による請求を拒んだ者（外国登録検査機関を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

第百三十七条 第五十条第五項及び第七十三条第一項の規定に基づく政令には、必要な罰則を設けることができる。

② 前項の罰則に規定することができる罰は、第五十条第五項の規定に基づく政令にあつては三十万円以下の罰金、第七十三条第一項の規定に基づく政令にあつては六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金とする。

規定による請求を拒んだ者（外国登録検査機関を除く。）は、二十万円以下の過料に処する。

（新設）

○ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）（抄）（第二条関係）

※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 政府の行う船員職業紹介等</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 部員職業補導（第二十七条―第三十一条）</p> <p>第二章の二 地方公共団体の行う船員職業紹介（第三十二条―第三十二条の六）</p> <p>第三章 政府及び特定地方公共団体以外の者の行う船員職業紹介事業等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 船員の募集等（第四十四条―第四十九条）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章 第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（政府の行う業務）</p> <p>第五条 政府は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 政府以外の者（第三十二条第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体及び船員募集情報提供事業を行う場合における地方公共団体を除く。）の行う船員職業紹介事業、船員の募集、船員募集情報提供事業、船員労務供給事業又は船員派遣事業を船員及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 政府の行う船員職業紹介等</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 部員職業補導（第二十七条―第三十二条）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 政府以外の者の行う船員職業紹介事業等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 船員の募集（第四十四条―第四十九条）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章 第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（政府の行う業務）</p> <p>第五条 政府は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 政府以外の者の行う船員職業紹介事業、船員の募集、船員労務供給事業又は船員派遣事業を船員及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。</p>

三 求職者に対し、迅速に、その能力に適当な船員の職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料の船員職業紹介事業を行うこと。

四〇七 (略)

(定義)

第六条 (略)

二・三 (略)

4 | この法律で「特定地方公共団体」とは、第三十二条第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。

5 | 8 | (略)

9 | この法律で「船員募集情報提供事業」とは、次に掲げる行為を業として行うことをいう。

一 船員の募集を行う者又は無料船員職業紹介事業者その他国土交通省令で定める者（以下この項において「無料船員職業紹介事業者等」という。）の依頼を受け、船員の募集に関する情報を船員になろうとする者又は他の無料船員職業紹介事業者等に提供すること。

二 前号に掲げるもののほか、船員の募集に関する情報を、船員になろうとする者による就職先の選択を容易にすることを目的として収集し、船員になろうとする者又は無料船員職業紹介事業者等に提供すること。

10 | 18 | (略)

(地方運輸局長と特定地方公共団体等の協力)

第七条 地方運輸局長及び特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、船員募集情報提供事業を行う者又は無料船員労務供給事業者は、海上労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、海上労働力の需要供給の調整に係る技術の向上

三 求職者に対し、迅速に、その能力に適当な船員の職業に就くことをあつせんすること。

四〇七 (略)

(定義)

第六条 (略)

二・三 (略)

(新設)

4 | 7 | (略)

(新設)

8 | 16 | (略)

(地方運輸局長と無料船員職業紹介事業者等の協力)

第七条 地方運輸局長及び無料船員職業紹介事業者又は無料船員労務供給事業者は、海上労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、海上労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するように努めなければならない

等に関し、相互に協力するように努めなければならない。

(労働力の需給に関する調査等)

第十二条 国土交通大臣は、海上労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため、地方運輸局長からの海上労働力の需要供給に関する調査報告等により、雇用及び失業の状況に関する情報を収集するとともに、当該情報の整理、分析、公表等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 船員職業紹介

(求人等に関する情報の的確な表示)

第十八条 地方運輸局長は、この法律に基づく業務に関して新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他国土交通省令で定める方法（次項において「広告等」という。）により求人に関する情報又は求職者に関する情報その他国土交通省令で定める情報（同項において「求人等に関する情報」という。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

2 地方運輸局長は、この法律に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、国土交通省令で定めるところにより、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。

(求職者の個人情報の取扱い)

第十九条 地方運輸局長及び求人者は、それぞれ、その業務に関し、求職者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、国土交通省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使

い。

(労働力の需給に関する調査)

第十二条 国土交通大臣は、地方運輸局長の海上労働力の需要供給に関する調査報告により、雇用及び失業の状況に関する資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基づいて、海上労働力の需要供給の調整を図り、もつて雇用量を増大することに努めなければならない。

第二節 船員職業紹介

第十八条 削除

(求職者の個人情報の取扱い)

第十九条 地方運輸局長は、その業務に関し、求職者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は

用しなければならぬ。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 地方運輸局長及び求人者は、求職者の個人情報に適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(求人者への通知)

第二十条 地方運輸局長は、船員職業紹介に係るあつせんをするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を求人者に通知しなければならない。

一 当該あつせんに係る求職者の氏名

二 当該あつせんに係る求職者の船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百四十九号。以下この条において「船舶職員法」という。)第四条第一項に規定する海技免許(次号並びに第七十四条第三号及び第四号において「海技免許」という。)の取得の有無

三 当該あつせんに係る求職者が海技免許を受けている場合における当該海技免許の資格の別並びに船舶職員法第五条第二項に規定する履歴限定、同条第四項に規定する船橋当直限定及び機関当直限定、同条第五項に規定する機関限定並びに同条第六項の限定(第七十四条第四号において「履歴限定等」という。)の内容

四 当該あつせんに係る求職者の船舶職員法第二十三条の二第一項に規定する操縦免許(次号並びに第七十四条第五号及び第六号において「操縦免許」という。)の取得の有無

五 当該あつせんに係る求職者が操縦免許を受けている場合における当該操縦免許の資格の別並びに当該操縦免許が船舶職員法第二十三条の二第二項に規定する特定操縦免許(次号並びに第七十四条第六号及び第七号において「特定操縦免許」という。)であるか否かの別及び当該操縦免許の船舶職員法第二十三条の三第二項に規定する技能限定(第七十四条第六号において「

、この限りでない。

2 地方運輸局長は、求職者の個人情報に適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(新設)

技能限定」という。)の内容

六 当該あつせんに係る求職者が特定操縦免許を受けている場合における当該特定操縦免許の船舶職員法第二十三条の第三項に規定する履歴限定(第七十四条第七号において「履歴限定」という。)の内容

七 当該あつせんに係る求職者の次に掲げる証明書の受有の有無

イ 船舶職員法第二十三条において読み替えて準用する船舶職員法第十七条の四に規定する証明書

ロ 船員法第八十三条の六第二項(同法第八十三条の十九において準用する場合を含む。)に規定する修了証明書

ハ 船員法第八十三条の二第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の航海当直部員適任証書

ニ 船員法第一百七条の三第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の危険物等取扱責任者適任証書

ホ 船員法第一百七条の四第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の特定海域運航責任者適任証書

ヘ 船員法第八十八条第三項の救命艇手適任証書

八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第二十一条 (略)

(争議行為に対する不介入)

第二十二条 地方運輸局長は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業、閉出又は係船の行われている船舶につき、求職者を紹介してはならない。

2 前項に規定する場合のほか、労働委員会が地方運輸局長に対し船舶において同盟罷業、閉出又は係船に至るおそれの多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによつて当該争議の解決が妨げられることを通報した場合においては、地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない。た

第二十条 (略)

(争議行為に対する不介入)

第二十一条 地方運輸局長は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業、閉出又はけい船の行われている船舶につき、求職者を紹介してはならない。

2 前項に規定する場合の外、労働委員会が地方運輸局長に対し船舶において同盟罷業、閉出又はけい船に至る虞の多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによつて当該争議の解決が妨げられることを通報した場合においては、地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない。但し、

ただし、当該争議の発生前通常使用されていた船員の員数を維持するため必要な限度まで求職者を紹介する場合は、この限りでない。

(削る)

第二十六条 削除

(削る)

第二章の二 地方公共団体の行う船員職業紹介

(地方公共団体の行う船員職業紹介)

第三十二条 地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。

2 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う旨を、国土交通大臣に通知しなければならない。

3 特定地方公共団体は、その船員職業紹介事業において取り扱う次に掲げる事項その他業務の範囲(以下「取扱職務等の範囲」という。)を定めることができる。

- 一 職員(船員法第三条第一項に規定する職員をいう。)又は部員の別
- 二 商船又は漁船の別

当該争議の発生前通常使用されていた船員の員数を維持するため必要な限度まで求職者を紹介する場合は、この限りでない。

(施行規定)

第二十二条 船員職業紹介の手続その他政府の行う船員職業紹介に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(施行規定)

第二十六条 職業指導の方法その他職業指導に關し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(施行規定)

第三十二条 この節に定めるものの外、部員職業補導に關し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(新設)

(新設)

(事業の廃止)

第三十二条の二 特定地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。

(新設)

(名義貸しの禁止)

第三十二条の三 特定地方公共団体は、自己の名義をもつて、他人に無料の船員職業紹介事業を行わせてはならない。

(新設)

(取扱職務等の範囲の明示等)

第三十二条の四 特定地方公共団体は、取扱職務等の範囲、苦情の処理に関する事項並びに求人者の情報(船員職業紹介に係るものに限る。)及び求職者の個人情報取扱に関する事項について、国土交通省令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

(新設)

(準用規定)

第三十二条の五 第十五条から第二十二条まで(第二十一条第三項を除く。)の規定は、特定地方公共団体が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、第二十一条第二項中「地方公共団体」とあるのは「他の地方公共団体」と、第二十二条第二項中「地方運輸局長は」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を特定地方公共団体に通報するものとし、当該通報を受けた特定地方公共団体は」と読み替えるものとする。

(新設)

(申込みの受理に関する規定の適用)

第三十二条の六 特定地方公共団体が、第三十二条第三項の規定により取扱職務等の範囲を定めた場合においては、前条において準用する第十五条第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

(新設)

第三章 政府及び特定地方公共団体以外の者の行う船員職業紹介事業等

(船員職業紹介事業の禁止)

第三十三条 政府及び地方公共団体以外の者は、何人も、次条及び第四十条に規定する場合を除いては、船員職業紹介事業を行つてはならない。

(無料の船員職業紹介事業の許可)

第三十四条 (略)

2 前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行おうとする同項の団体は、取扱職務等の範囲を定めて、同項の許可の申請を行うことができる。

3 (略)

(船員職業紹介所の所在地変更等)

第三十六条 第三十四条第一項の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行う者(以下「無料船員職業紹介事業者」という。

一)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 取扱職務等の範囲を変更しようとするとき。

(学校等の行う無料の船員職業紹介事業)

第四十条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行おうとする同

第三章 政府以外の者の行う船員職業紹介事業等

(船員職業紹介事業の禁止)

第三十三条 政府以外の者は、何人も、次条及び第四十条に規定する場合を除いては、船員職業紹介事業を行つてはならない。

(無料の船員職業紹介事業の許可)

第三十四条 (略)

2 前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行おうとする同項の団体は、その無料の船員職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲(第三十六条第二号、第四十条第三項及び第四十二条第二項において「取扱職務の範囲等」という。)を定めて、前項の許可の申請を行うことができる。

3 (略)

(船員職業紹介所の所在地変更等)

第三十六条 第三十四条第一項の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行う者(以下「無料船員職業紹介事業者」という。

一)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 取扱職種等の範囲等を変更しようとするとき。

(学校等の行う無料の船員職業紹介事業)

第四十条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行おうとする同

項各号に掲げる施設の長は、その取扱職務等の範囲を定めて、同項の届出をすることができる。

4・5 (略)

(準用規定)

第四十二条 第十五条から第二十二條まで(第二十一條第三項を除く。)の規定は、無料船員職業紹介事業者が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定(第十五條第三項、第十六條第三項及び第二十二條第二項を除く。)中「地方運輸局長」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、同條第二項中「地方運輸局長は」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を無料船員職業紹介事業者に通報するものとし、当該通報を受けた無料船員職業紹介事業者は」と読み替えるものとする。

2 無料船員職業紹介事業者が、第三十四條第二項、第三十六條又は第四十條第三項の規定により、取扱職務等の範囲を定めてこれらの規定の申請又は届出をした場合にあつては、前項において準用する第十五條第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

第四十三條 削除

第二節 船員の募集等

(準用規定)

第四十八條 第十六條、第十八條、第十九條及び第二十二條の規定は、船員の募集について準用する。この場合において、第十六條第一項中「求人者は、求人者の申込みに当たり、地方運輸局長に対

項各号に掲げる施設の長は、その取扱職務の範囲等を定めて、同項の届出をすることができる。

4・5 (略)

(準用規定)

第四十二条 第十五條から第十七條まで、第十九條、第二十條第一項及び第二項並びに第二十一條の規定は、無料船員職業紹介事業者が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定(第十五條第三項、第十六條第三項及び第二十一條第二項を除く。)中「地方運輸局長」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、同條第二項中「地方運輸局長は」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を無料船員職業紹介事業者に通報するものとし、当該通報を受けた無料船員職業紹介事業者は」と読み替えるものとする。

2 無料船員職業紹介事業者が、第三十四條第二項、第三十六條又は第四十條第三項の規定により、取扱職務の範囲等を定めてこれらの規定の申請又は届出をした場合にあつては、前項において準用する第十五條第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

(施行規定)

第四十三條 この節に定めるもののほか、船員職業紹介事業に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第二節 船員の募集

(準用規定)

第四十八條 第十六條、第十九條及び第二十一條の規定は、船員の募集について準用する。この場合において、第十六條第一項中「求人者は、求人者の申込みに当たり、地方運輸局長に対し、地方運

し、地方運輸局長は」とあり、第十八条中「地方運輸局長は」とあり、第十九条第一項中「地方運輸局長及び求人者は、それぞれ」とあり、及び同条第二項中「地方運輸局長及び求人者は」とあるのは「船員の募集を行う者は」と、第十六条第一項中「紹介」とあるのは「船員の募集」と、同項及び第十九条中「求職者」とあるのは「募集に応じて船員になろうとする者」と、第十六条第二項中「求人者は、求人者の申込みをした地方運輸局長の紹介による求職者」とあるのは「船員の募集を行う者（第四十四条第二項に規定する募集受託者を除く。）は、募集に応じて船員になろうとする者」と、「求職者に」とあるのは「募集に応じて船員になろうとする者に」と、第十八条第一項中「求人に関する情報又は求職者」とあるのは「船員の募集に関する情報又は船員になろうとする者」と、同条中「求人等に関する情報」とあるのは「船員の募集等に関する情報」と、同条第二項中「保つための措置を講じなければ」とあるのは「保たなければ」と、第二十二條第一項中「地方運輸局長」とあるのは「船員の募集を行う者（国土交通省令で定める者を除く。次項において同じ。）」と、「船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「船舶における就業を内容とする船員の募集をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「船員を無制限に募集する」と、「地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を船員の募集を行う者に通報するものとし、当該通報を受けた船員の募集を行う者は、当該船舶における就業を内容とする船員の募集をしてはならない」と、同項ただし書中「求職者を紹介する」とあるのは「船員を募集する」と読み替えるものとする。

(削る)

運輸局長」とあり、第十九条中「地方運輸局長」とあるのは「船員の募集を行う者」と、同項中「紹介」とあるのは「船員の募集」と、同項及び同条中「求職者」とあるのは「募集に応じて船員になろうとする者」と、第十六条第二項中「求人者は、求人者の申込みをした地方運輸局長の紹介による求職者」とあるのは「船員の募集を行う者（第四十四条第二項に規定する募集受託者を除く。）は、募集に応じて船員になろうとする者」と、「求職者に」とあるのは「募集に応じて船員になろうとする者に」と、第二十一条第一項中「地方運輸局長」とあるのは「船員の募集を行う者（国土交通省令で定める者を除く。次項において同じ。）」と、「船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「船舶における就業を内容とする船員の募集をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「船員を無制限に募集する」と、「地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を船員の募集を行う者に通報するものとし、当該通報を受けた船員の募集を行う者は、当該船舶における就業を内容とする船員の募集をしてはならない」と、同項ただし書中「求職者を紹介する」とあるのは「船員を募集する」と読み替えるものとする。

2 |

新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出若しくは頒布又は放送その他国土交通省令で定める方法により船員の募集を行うおうとする者は、船員となろうとする者の適切な職業選択に資するため、前項において準用する第十六条の規定により当該

る情報」と、第二十二條第一項中「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員を供給してはならない」と、同條第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「船員を無制限に供給する」と、「地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を無料船員労務供給事業者に通報するものとし、当該通報を受けた無料船員労務供給事業者は、当該船舶につき、船員を供給してはならない」と、同項ただし書中「求職者を紹介する」とあるのは「船員を供給する」と読み替えるものとする。

第五十三條 削除

(準用規定)

第六十五條 第十九條及び第二十二條の規定は、船員派遣元事業主が船員派遣事業を行う場合について準用する。この場合において、第十九條及び第二十二條第一項中「地方運輸局長」とあるのは「船員派遣元事業主」と、第十九條中「求職者」とあるのは「船員」と、第二十二條第一項中「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員派遣（当該同盟罷業、閉出又は係船の行われる際現に当該船舶につき船員派遣をしている場合にあつては、当該船員派遣及びこれに相当するものを除く。）をしてはならない」と、同條第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「無制限に船員派遣がされる」と、「地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を船員派遣元事業主に通報するものとし、当該通報を受けた船員派遣元事業主は、当該船舶につき、船員派遣（当該通報の際現に当該船舶につき船員派遣をしている場合にあつては、当該船員派遣及びこれに相当するものを除く。）をしてはならない」

は「地方運輸局長は、その旨を無料船員労務供給事業者に通報するものとし、当該通報を受けた無料船員労務供給事業者は、当該船舶につき、船員を供給してはならない」と、同項ただし書中「求職者を紹介する」とあるのは「船員を供給する」と読み替えるものとする。

(施行規定)

第五十三條 船員労務供給事業に関する許可の申請手続その他船員労務供給事業に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(準用規定)

第六十五條 第十九條及び第二十一條の規定は、船員派遣元事業主が船員派遣事業を行う場合について準用する。この場合において、第十九條及び第二十一條第一項中「地方運輸局長」とあるのは「船員派遣元事業主」と、第十九條中「求職者」とあるのは「船員」と、第二十一條第一項中「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員派遣（当該同盟罷業、閉出又はけい船の行われる際現に当該船舶につき船員派遣をしている場合にあつては、当該船員派遣及びこれに相当するものを除く。）をしてはならない」と、同條第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「無制限に船員派遣がされる」と、「地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を船員派遣元事業主に通報するものとし、当該通報を受けた船員派遣元事業主は、当該船舶につき、船員派遣（当該通報の際現に当該船舶につき船員派遣をしている場合にあつては、当該船員派遣及びこれに相当するものを除く。）をしてはならない」

と、同項ただし書中「使用されていた船員」とあるのは「使用されていた船員（船員派遣に係る労働に従事していた船員を含む。）」と、「求職者を紹介する」とあるのは「船員派遣をする」と読み替えるものとする。

（派遣先への通知）

第七十四条 船員派遣元事業主は、船員派遣をするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一・二（略）

三 当該船員派遣に係る派遣船員の海技免許の取得の有無

四 当該船員派遣に係る派遣船員が海技免許を受けている場合における当該海技免許の資格の別及び履歴限定等の内容

五 当該船員派遣に係る派遣船員の操縦免許の取得の有無

六 当該船員派遣に係る派遣船員が操縦免許を受けている場合における当該操縦免許の資格の別並びに当該操縦免許が特定操縦免許であるか否かの別及び当該操縦免許の技能限定の内容

七 当該船員派遣に係る派遣船員が特定操縦免許を受けている場合における当該特定操縦免許の履歴限定の内容

八 当該船員派遣に係る派遣船員の第二十条第七号イからへまでに掲げる証明書の受有の有無

九 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（外国船舶派遣に係る船員法等の適用に関する特例）

第九十二条 船員派遣元事業主とその雇用する派遣船員であつて船員法第一条第一項に規定する船舶以外の船舶に派遣するもの（同居の親族のみを使用する船員派遣元事業主に使用される者及び家事使用人を除く。）との労働関係については、派遣船員を同法第二条第二項に規定する予備船員と、船員派遣元事業主を同法第五条第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者

「と、同項ただし書中「使用されていた船員」とあるのは「使用されていた船員（船員派遣に係る労働に従事していた船員を含む。）」と、「求職者を紹介する」とあるのは「船員派遣をする」と読み替えるものとする。

（派遣先への通知）

第七十四条 船員派遣元事業主は、船員派遣をするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一・二（略）

（新設）

三 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（外国船舶派遣に係る船員法等の適用に関する特例）

第九十二条 船員派遣元事業主とその雇用する派遣船員であつて船員法第一条第一項に規定する船舶以外の船舶に派遣するもの（同居の親族のみを使用する船員派遣元事業主に使用される者及び家事使用人を除く。）との労働関係については、派遣船員を同法第二条第二項に規定する予備船員と、船員派遣元事業主を同法第五条第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者

とみなして、同法第一条第一項、第四条、第三十一条、第三十二条、第三十三条から第三十五条まで、第四十四条の二、第四十四条の三、第五十条第一項、第五項及び第六項、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十八条、第五十八条の二、第七章、第八十一条第一項、第八十三条、第八十四条、第八十五条第一項、第八十七条第一項本文及び第二項本文、第八十八条の八、第十章、第十一章（第九十七条第一項（第四号に係る部分に限る。）を除く。）、第一百一条第一項、第一百二条から第六十六条まで、第一百七七条（第五項を除く。）、第一百八条、第一百九条から第一百二十二条まで、第一百十三条第一項及び第二項、第一百十四条から第一百七七条まで、第一百九条から第二百二十条まで並びに第二百二十一条の二から第二百二十一条の四までの規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定（これらに係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第四十四条の二第一項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員派遣（船員職業安定法第六条第十三項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）の業務に従事しない期間」と、同法第七十四条第一項、第二項及び第四項中「同一の事業に属する船舶」とあるのは「船員職業安定法第六十六条第一項に規定する船員派遣契約に係る船舶」と、同項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員派遣に係る勤務に従事しない期間」と、同法第七十八条第一項中「並びに国土交通省令の定める手当及び食費」とあるのは「及び国土交通省令の定める手当」と、同法第八十一条第一項中「作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する国土交通省令で定める事項」とあるのは「派遣船

とみなして、同法第一条第一項、第四条、第三十一条、第三十二条、第三十三条から第三十五条まで、第四十四条の二、第四十四条の三、第五十条第一項及び第四項、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十八条、第五十八条の二、第七章、第八十一条第一項、第八十三条、第八十四条、第八十五条第一項、第八十七条第一項本文及び第二項本文、第八十八条の八、第十章、第十一章（第九十七条第一項（第四号に係る部分に限る。）を除く。）、第一百一条第一項、第一百二条から第六十六条まで、第一百七七条（第五項を除く。）、第一百八条、第一百九条から第一百二十二条まで、第一百十三条第一項及び第二項、第一百十四条から第一百七七条まで、第一百九条から第二百二十条まで、第二百二十一条の二から第二百二十一条の四までの規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定（これらに係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第四十四条の二第一項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項又は第二項本文又は第二項本文の規定によつて船員派遣（船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）の業務に従事しない期間」と、同法第七十四条第一項、第二項及び第四項中「同一の事業に属する船舶」とあるのは「船員職業安定法第六十六条第一項に規定する船員派遣契約に係る船舶」と、同項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員派遣に係る勤務に従事しない期間」と、同法第七十八条第一項中「並びに国土交通省令の定める手当及び食費」とあるのは「及び国土交通省令の定める手当」と、同法第八十一条第一項中「作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する国土交通省令で定める事項」とあるのは「派遣船員の安全及び

員の安全及び健康の確保に関し国土交通省令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に乗り組ませてはならない」とあるのは「船員派遣の業務に従事させてはならない」と、同法第八十七条第一項本文及び第二項本文中「船内で使用してはならない」とあるのは、「国土交通省令の定める場合を除き、船員派遣の業務に従事させてはならない」と、同法第八十九条第二項中「雇入契約存続中」とあるのは「船員派遣の業務に従事するために乗組み中」と、同法第九十五条中「船員保険法」とあるのは「船員保険法（船員職業安定法第九十三条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律（船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、「船員の労働関係」とあるのは「船員の労働関係（船員職業安定法第九十二条第一項に規定する労働関係を含む。）」と、同法第一百四十三条第三項中「第一項」とあるのは「第一項（船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百三十一条及び第二項中「船内及びその他の事業場内」とあるのは「事業場内」とする。

255 (略)

(船員保険法等の適用に関する特例)

第九十三条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、船員保険法第二条第一項に規定する船員保険の被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）に含まれるものとして、同法及び同法に基づく命令の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「船員（以下「船員」という。）」とあるのは「船員（派遣船員（船員職業安定法第六条第十四項に規定する派遣船員をいう。）を含む。以下「船員」という。）」と、同法第三十三条第四項中「船員法第八十九条第二項」とあるのは「船員法第八十九条第二項（船員職業安定

健康の確保に関し国土交通省令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に乗り組ませてはならない」とあるのは「船員派遣の業務に従事させてはならない」と、同法第八十七条第一項本文及び第二項本文中「船内で使用してはならない」とあるのは「国土交通省令の定める場合を除き、船員派遣の業務に従事させてはならない」と、同法第八十九条第二項中「雇入契約存続中」とあるのは「船員派遣の業務に従事するために乗組み中」と、同法第九十五条中「船員保険法」とあるのは「船員保険法（船員職業安定法第九十三条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律（船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、「船員の労働関係」とあるのは「船員の労働関係（船員職業安定法第九十二条第一項に規定する労働関係を含む。）」と、同法第一百四十三条第三項中「第一項」とあるのは「第一項（船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百三十一条及び第二項中「船内及びその他の事業場内」とあるのは「事業場内」とする。

255 (略)

(船員保険法等の適用に関する特例)

第九十三条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、船員保険法第二条第一項に規定する船員保険の被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）に含まれるものとして、同法及び同法に基づく命令の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「船員（以下「船員」という。）」とあるのは「船員（派遣船員（船員職業安定法第六条第十二項に規定する派遣船員をいう。）を含む。以下「船員」という。）」と、同法第三十三条第四項中「船員法第八十九条第二項」とあるのは「船員法第八十九条第二項（船員職業安定

法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第四十六条第一項中「船員法」とあるのは「船員法（船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、同法第五十三条第三項第二号及び第六十七条第一項中「雇入契約存続中」とあるのは「船員職業安定法第六條第十三項に規定する船員派遣の役務に従事するために乗組み中」とする。

2・4 (略)

(厚生年金保険法等の適用に関する特例)

第九十四条 第九十二条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員及び船員派遣元事業主は、厚生年金保険法及び同法に基づく命令の規定の適用については、それぞれ、同法第六条第一項第三号に規定する船員及び船舶所有者とみなす。この場合において、同号中「使用される者」とあるのは「使用される者（船員職業安定法第六條第十四項に規定する派遣船員（以下「派遣船員」という。）を除く。）」と、「以下単に「船舶」という。）」とあるのは「以下単に「船舶」という。）」又は派遣船員を使用する船舶所有者の事業所若しくは事務所」と、同法第二十四条の二中「船員保険法」とあるのは「船員保険法（船員職業安定法第九十三条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、同法附則第七條の三第一項第三号中「船舶」とあるのは「船舶（派遣船員にあつては、当該派遣船員を使用する船舶所有者の事業所又は事務所）」とする。

2・3 (略)

(指針)

第九十六条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる規定に関し、当該各号に定める者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第四十六条第一項中「船員法」とあるのは「船員法（船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、同法第五十三条第三項第二号及び第六十七条第一項中「雇入契約存続中」とあるのは「船員職業安定法第六條第十一項に規定する船員派遣の役務に従事するために乗組み中」とする。

2・4 (略)

(厚生年金保険法等の適用に関する特例)

第九十四条 第九十二条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員及び船員派遣元事業主は、厚生年金保険法及び同法に基づく命令の規定の適用については、それぞれ、同法第六条第一項第三号に規定する船員及び船舶所有者とみなす。この場合において、同号中「使用される者」とあるのは「使用される者（船員職業安定法第六條第十二項に規定する派遣船員（以下「派遣船員」という。）を除く。）」と、「以下単に「船舶」という。）」とあるのは「以下単に「船舶」という。）」又は派遣船員を使用する船舶所有者の事業所若しくは事務所」と、同法第二十四条の二中「船員保険法」とあるのは「船員保険法（船員職業安定法第九十三条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、同法附則第七條の三第一項第三号中「船舶」とあるのは「船舶（派遣船員にあつては、当該派遣船員を使用する船舶所有者の事業所又は事務所）」とする。

2・3 (略)

(指針)

第九十六条 国土交通大臣は、第四条、第十六条、第十九条及び第四十八条第二項に定める事項に関し、無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員

一 第四条の規定並びに第十六条及び第十九条の規定（これらの規定を第四十二条第一項、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。） 無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者

二 第四十二条第一項、第四十八条、第四十九条及び第五十二条において準用する第十八条の規定 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業者を行う者（地方公共団体を除く。次条、第九十八条第一項並びに第二百二条第一項及び第二項において同じ。）及び無料船員労務供給事業者（略）

（指導及び助言）

第九十七条 国土交通大臣は、この法律（第三章第四節第二款第四目の規定を除く。第百条並びに第二百二条第一項及び第二項において同じ。）の施行に関し必要があると認めるときは、無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業者を行う者、無料船員労務供給事業者、船員労務供給を受けようとする者並びに船員派遣をする事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、その業務の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

（改善命令等）

第九十八条 国土交通大臣は、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業者を行う者又は無料船員労務供給事業者が、その業務に関しこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業

（労務供給を受けようとする者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。）

（新設）

（新設）

2 （略）

（指導及び助言）

第九十七条 国土交通大臣は、この法律（第三章第四節第二款第四目の規定を除く。第百条並びに第二百二条第一項及び第二項において同じ。）の施行に関し必要があると認めるときは、無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者、船員労務供給を受けようとする者並びに船員派遣をする事業主及び船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、その業務の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

（改善命令等）

第九十八条 国土交通大臣は、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者又は無料船員労務供給事業者が、その業務に関しこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な

務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとができる。

2
2 4 (略)

(国土交通大臣に対する申告)

第百条 特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業者を行う者、無料船員労働供給事業者、船員労働供給を受けようとする者又は船員派遣をする事業主若しくは船員派遣の役務の提供を受ける者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、当該特定地方公共団体若しくは当該無料船員職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた船員、当該船員募集情報提供事業者を行う者から船員の募集に関する情報の提供を受け当該情報の提供に係る船員の募集に応じた船員、当該無料船員労働供給事業者から供給される船員又は当該派遣就業に係る派遣船員は、国土交通大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2
(略)

(報告徴収及び立入検査)

第百二条 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、船員職業紹介事業を行う者（特定地方公共団体を除く。次項において同じ。）、求人者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業者を行う者、船員労働供給事業者を行う者、船員労働供給を受けようとする者又は船員派遣事業を行う事業主若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させ、又は帳簿書類の提出を求めることができる。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、船員職業紹介事業を行う者、求人者、船員の

措置を講ずべきことを命ずることができる。

2
2 4 (略)

(国土交通大臣に対する申告)

第百条 無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労働供給事業者、船員労働供給を受けようとする者又は船員派遣をする事業主若しくは船員派遣の役務の提供を受ける者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、当該無料船員職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた船員、当該無料船員労働供給事業者から供給される船員又は当該派遣就業に係る派遣船員は、国土交通大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2
(略)

(報告及び検査)

第百二条 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、船員職業紹介事業、船員の募集若しくは船員労働供給事業者を行う者、求人者、船員労働供給を受けようとする者又は船員派遣事業を行う事業主若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させ、又は帳簿書類の提出を求めることができる。

2 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、船員職業紹介事業、船員の募集若しくは船員

募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者、船員労務供給事業を行う者、船員労務供給を受けようとする者又は船員派遣事業を行う事業者若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、船員職業紹介、船員の募集、第六条第九項各号に掲げる行為、船員労務供給若しくは船員派遣を行ったとき又はこれに従事したとき。

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇七 (略)

八 虚偽の広告、文書の掲出若しくは頒布その他第十八条第一項(第四十二条第一項、第四十八条、第四十九条及び第五十二条)において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法により、又は虚偽の労働条件を提示して船員職業紹介、船員の募集、第六条第九項各号に掲げる行為、船員労務供給若しくは船員派遣を行ったとき又はこれに従事したとき。

九・十 (略)

労務供給事業を行う者、求人者、船員労務供給を受けようとする者又は船員派遣事業を行う事業者若しくは当該事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船員派遣を行ったとき又はこれに従事したとき。

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一〇七 (略)

八 虚偽の広告、文書の掲出若しくは頒布若しくは放送その他第四十八条第二項の国土交通省令で定める方法により、又は虚偽の労働条件を提示して船員職業紹介、船員の募集、船員労務供給若しくは船員派遣を行ったとき又はこれに従事したとき。

九・十 (略)

○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）（抄）（第三条関係）

※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 船舶職員</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 船舶職員の乗組み（第十八条―第二十二條の三）</p> <p>第四節 登録漁ろう操船講習機関（第二十二條の四―第二十三條）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格その他の要件並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もつて船舶の航行の安全を図ることを目的とする。</p> <p>（海技士の資格）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、海技士（航海）又は海技士（機関）に係る海技免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、海技士（航海）に係る海技免許にあつては漁ろうに従事する国土交通省令で定める船舶（第十八条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条の三第三項において「特定漁船」という。）であるか否かの別並びに船舶の航行する区域及び船舶の大きさの区分</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 船舶職員</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 船舶職員の乗組み（第十八条―第二十三條）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もつて船舶の航行の安全を図ることを目的とする。</p> <p>（海技士の資格）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、海技士（航海）又は海技士（機関）に係る海技免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、海技士（航海）に係る海技免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の大きさの区分ごとに、海技士（航海）に係る海技免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の推進機関の出力の区分ごとに、それぞれ乗船履歴に応じ、当該海技免許を受ける者が</p>

ごとに、海技士（機関）に係る海技免許にあつては船舶の航行する区域及び船舶の推進機関の出力の区分ごとに、それぞれ乗船履歴に応じ、当該海技免許を受ける者が船舶においてその職務を行うことのできる船舶職員の職についての限定（次項において「履歴限定」という。）をすることができる。

3（8）（略）

（海技免許を与えない場合）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者には、海技免許を与えない。

い。

一（略）

二 海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五号）第三条の裁決により海技免許、第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の二

第三項の承認又は第二十三條の二の規定による操縦免許を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者

三 第十條第一項（第二十二條の二第七項（第二十二條の三第二

項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は第二十三條の七第一項の規定により海技免許、第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項の承認又は第二十三條の二の規定による操縦免許を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者

2（略）

（登録海技免許講習事務の実施に係る義務）

第十七條の四 登録海技免許講習実施機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により登録海技免許講習事務を行わなければならない。

第三節 船舶職員の乗組み

船舶においてその職務を行うことのできる船舶職員の職についての限定（次項において「履歴限定」という。）をすることができる。

3（8）（略）

（海技免許を与えない場合）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者には、海技免許を与えない。

い。

一（略）

二 海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五号）第三条の裁決により海技免許、第二十三條第一項の承認又は第二十三條の二

の規定による操縦免許を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者

三 第十條第一項（第二十三條第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は第二十三條の七第一項の規定により海技免許、第二十三條第一項の承認又は第二十三條の二の

規定による操縦免許を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者

2（略）

（登録海技免許講習事務の実施に係る義務）

第十七條の四 登録海技免許講習実施機関は、公正に、かつ、第十七條の二第一項に規定する要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により登録海技免許講習事務を行わなければならない。

第三節 船舶職員の乗組み

(船舶職員の乗組みに関する基準)

第十八条 船舶所有者は、その船舶(小型船舶を除く。以下この章(第四項第一号及び第二十二条の五第一項第二号ニを除く。)において同じ。)に、船舶の用途、航行する区域、大きさ、推進機関の出力その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者に関する基準(以下この節において「乗組み基準」という。)に従い、船長及び船長以外の船舶職員として、それぞれ海技免状を受有する海技士を乗り組ませなければならぬ。ただし、第二十条第一項の規定による許可を受けた場合において、同条第二項の規定により指定された資格の海技士を指定された職の船舶職員として乗り組ませ、かつ、同項の規定により条件又は期限が付されている場合において、その条件を満たしており、又はその期限内であるときは、この限りでない。

2 船舶所有者は、船舶には、二十歳に満たない者を船長又は機関長の職務を行う船舶職員として乗り組ませるはならない。

3 (略)

4 船舶所有者は、特定漁船には、次に掲げる要件に該当しない者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませるはならない。

一 特定漁船又はこれに類するものとして国土交通省令で定める船舶において国土交通省令で定める乗船履歴を有すること。

二 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力のうち、漁ろう設備の使用が船舶の航行の安全に影響を及ぼす場合があることを考慮して操船することその他の漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となるものとして国土交通省令で定めるものを習得させるための講習(以下「漁

(船舶職員の乗組みに関する基準)

第十八条 船舶所有者は、その船舶に、船舶の用途、航行する区域、大きさ、推進機関の出力その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者に関する基準(以下「乗組み基準」という。)に従い、船長及び船長以外の船舶職員として、それぞれ海技免状を受有する海技士を乗り組ませなければならぬ。ただし、第二十条第一項の規定による許可を受けた場合において、同条第二項の規定により指定された資格の海技士を指定された職の船舶職員として乗り組ませ、かつ、同項の規定により条件又は期限が付されている場合において、その条件を満たしており、又はその期限内であるときは、この限りでない。

2 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶には、二十歳に満たない者を船長又は機関長の職務を行う船舶職員として乗り組ませるはならない。

3 (略)
(新設)

ろう操船講習」という。)であつて第二十二條の四の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(第二十三條及び第三十條において「登録漁ろう操船講習機関」という。)(第二十三條において準用する第十七條の十四の規定により国土交通大臣が漁ろう操船講習を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣)が行うものの課程を修了した旨の証明書(その乗組みの日前五年以内に交付されたものに限る。)を受有していること。

ロ その乗組みの日前五年以内に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校又は大学であつて水産に関する学科を置くものにおいてイの国土交通省令で定める知識及び能力を習得することができるものとして国土交通大臣の指定する科目を修めて卒業した者であること。

(海技士がなることができる船舶職員)

第二十一條 (略)

2 二十歳に満たない者は、船長又は機関長の職務を行う船舶職員として、船舶に乗り組んではならない。

3 (略)

4 第十八條第四項各号に掲げる要件に該当しない者は、船長又は航海士の職務を行う船舶職員として、特定漁船に乗り組んではならない。

(船員条約締約国資格証明書を受有する者の特例)

第二十二條の二 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下この項及び第二十九條の三第一項において「船員条約」という。)の締約国が発給した船員条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書(次項及び第四項において「船員条約締約国資格証明書」という。)

(海技士がなることができる船舶職員)

第二十一條 (略)

2 二十歳に満たない者は、船長又は機関長の職務を行う船舶職員として、第十八條第二項の国土交通省令で定める船舶に乗り組んではならない。

3 (略)
(新設)

(締約国の資格証明書を受有する者の特例)

第二十三條 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「条約」という。)の締約国が発給した条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書(以下「締約国資格証明書」という。)を受有する者であつて国土交通大臣の承認を受けたものは、第四條第一項の規定にか

を受有する者であつて国土交通大臣の承認を受けたものは、第四
 条第一項の規定にかかわらず、船舶職員になることができる。

2 国土交通大臣は、前項の承認をするときは、その申請者が受有
 する船員条約締約国資格証明書を発給した締約国において当該船
 員条約締約国資格証明書で乗り組むことができることとされている
 船舶及びその船舶において行うことができることとされている
 職務の範囲内で、船舶職員として乗り組むことができる船舶及び
 その船舶における職の範囲（次項及び第五項において「就業範囲
 」という。）を指定して行う。

3 (略)

4 第一項の承認は、当該承認を受けた日から起算して五年を経過
 したとき、又は船員条約締約国資格証明書が効力を失つたときは
 、その効力を失う。

5・6 (略)

7 第六条、第七条及び第十六条の規定は第一項の承認について、
 第十条、第十一条、第二十五条及び第二十五条の二の規定は同項
 の承認を受けた者又はその承認について準用する。この場合にお
 いて、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、
 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條	(略)	海技士免許原簿	(略)
(削る)	(削る)	船員条約締約国資格 受有者承認原簿	(削る)
(削る)	(削る)		
第二十五條	(略)	海技免許又は操縦免許証	(略)
(略)	(略)	第二十二條の二第一	(略)

かわらず、船舶職員になることができる。

2 国土交通大臣は、前項の承認をするときは、その申請者が受有
 する締約国資格証明書を発給した締約国において当該締約国資格
 証明書で乗り組むことができることとされている船舶及びその船
 舶において行うことができることとされている職務の範囲内で、
 船舶職員として乗り組むことができる船舶及びその船舶における
 職の範囲（以下「就業範囲」という。）を指定して行う。

3 (略)

4 第一項の承認は、当該承認を受けた日から起算して五年を経過
 したとき、又は締約国資格証明書が効力を失つたときは、その効
 力を失う。

5・6 (略)

7 第六条、第七条及び第十六条の規定は第一項の承認について、
 第十条、第十一条、第二十五条及び第二十五条の二の規定は同項
 の承認を受けた者又はその承認について準用する。この場合にお
 いて、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、
 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條	(略)	海技士免許原簿	(略)
第十一條第一項	前条第一項	締約国資格受有者承 認原簿	(略)
第十一條第二項	前条第一項又は第二項	第二十三條第七項に おいて準用する前条 第一項	第二十三條第七項に おいて準用する前条 第一項又は第二項
第二十五條	(略)	海技免許又は操縦免許証	(略)
(略)	(略)	締約国資格証明書及	(略)

(見出しを含む。)	(略)	項に規定する船員条約締約国資格証明書及び承認証
(略)	(略)	(略)

(漁船員条約締約国資格証明書を受有する者の特例)

第二十二條の三 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する國際條約（以下この項、第二十二條の五第一項第一号ロ(3)及び第二十九條の三第一項において「漁船員条約」という。）の締約国が発給した漁船員条約に適合する船舶の運航又は機関の運轉に関する資格証明書を受有する者であつて国土交通大臣の承認を受けたものは、第四條第一項の規定にかかわらず、船舶職員になることができる。

2| 前條第二項から第七項までの規定は、前項の承認及びその承認を受けた者について準用する。この場合において、同條第二項中「船員条約締約国資格証明書を」とあるのは「次條第一項に規定する資格証明書を」と、「船員条約締約国資格証明書で」とあるのは「資格証明書で」と、同條第四項中「船員条約締約国資格証明書」とあるのは「次條第一項に規定する資格証明書」と、同條第七項の表中「船員条約締約国資格受有者承認原簿」とあるのは「漁船員条約締約国資格受有者承認原簿」と、「第二十二條の二第一項に規定する船員条約締約国資格証明書」とあるのは「第二十二條の三第一項に規定する資格証明書」と読み替えるものとする。

3| 第十八條第四項及び第二十一條第四項の規定は、第一項の承認を受けた者を特定漁船に乗り組ませる場合又は同項の承認を受けた者が特定漁船に乗り組む場合には、適用しない。

第四節 登録漁ろう操船講習機関

(見出しを含む。)	(略)	び承認証
(略)	(略)	(略)

(新設)

(新設)

(登録漁ろう操船講習機関の登録)

第二十二條の四 漁ろう操船講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

(登録の要件等)

第二十二條の五 国土交通大臣は、前條の規定により登録の申請をした者(次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 漁ろう操船講習の用に供する施設又は設備が次に掲げる要件に適合すること。

イ 講義室を備えていること。

ロ 次に掲げる事項を内容とする視聴覚教材及びこれを使用するため必要な設備を備えていること。

(1) 船舶の航行の安全に影響を及ぼす漁ろう設備に関すること。

(2) 漁ろうに従事しつつ行う船舶の操船に関すること。

(3) 漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する最新の法令及び漁船員条約に関すること。

二 漁ろう操船講習を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。

イ 十八歳以上であること。

ロ 過去二年間に漁ろう操船講習の実施に関する事務(第三項第三号及び第二十三條において「漁ろう操船講習事務」という。)に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分を違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

(新設)

(新設)

ハ 五級海技士（航海）の資格若しくはこれより上級の資格に係る海技免許を有する者又はこれと同等以上の知識及び能力を有する者であること。

ニ 第十八条第四項第一号に掲げる要件に該当する者又は国土交通省令で定める船舶において国土交通省令で定める乗船履歴を有する者であること。

ホ 漁ろう操船講習の課程を修了した旨の証明書を受有する者又はこれと同等以上の知識及び能力を有する者であること。

2| 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十三条において準用する第十七条の十一の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3| 前条の登録は、登録漁ろう操船講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 漁ろう操船講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 漁ろう操船講習事務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第二十二條の六 第二十二條の四の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2| 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（新設）

(準用)

第二十三条 第十七条の四から第十七条の十五までの規定は、登録漁ろう操船講習機関、漁ろう操船講習及び漁ろう操船講習事務について準用する。この場合において、第十七条の四中「行わなければ」とあるのは「行うとともに、その漁ろう操船講習の課程を修了した者に対し、漁ろう操船講習の課程を修了した旨の証明書を交付しなければ」と、第十七条の六第二項中「料金」とあるのは「料金、漁ろう操船講習の課程を修了した旨の証明書の交付の手続」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用)

第二十三条の十一 第五条第六項及び第七項並びに第六条第二項の規定は操縦免許について、第七条第二項の規定は小型船舶操縦士免許原簿について、第七条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定は操縦免許証について、第十条第三項及び第十一条の規定は操縦免許の取消し等について、第十五条及び第十六条の規定は操縦試験について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
第六條第二項	第十條第一項	第十條第一項（第十二條の二第七項（第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を

(新設)

(準用)

第二十三条の十一 第五条第六項及び第七項並びに第六条第二項の規定は操縦免許について、第七条第二項の規定は小型船舶操縦士免許原簿について、第七条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定は操縦免許証について、第十条第三項及び第十一条の規定は操縦免許の取消し等について、第十五条及び第十六条の規定は操縦試験について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第五條第七項	前項	第二十三條の十一において準用する前項
第六條第二項	第十條第一項	第十條第一項（第十三條第七項において準用する場合を含む。）

(略)	(略)	含む。)
-----	-----	------

(手数料)

第二十六条 海技試験若しくは操縦試験を受ける者、海技免許講習、海技免状更新講習、漁ろう操船講習、特定操縦免許講習若しくは操縦免許証更新講習（これらの講習を国土交通大臣が行う場合におけるものに限る。）を受ける者、海技免状若しくは操縦免許証の有効期間の更新を申請する者、海技免状若しくは操縦免許証の再交付を申請する者、海技免許若しくは操縦免許について付されている限定の変更若しくは解除を申請する者、小型船舶操縦士免許原簿に登録された事項の変更を申請する者、第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項の承認を申請する者、承認証の再交付を申請する者又は船員条約締約国資格受有者承認原簿若しくは漁船員条約締約国資格受有者承認原簿に登録された事項の変更を申請する者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（指定試験機関）の行う操縦試験を受ける者にあつては、指定試験機関）に納めなければならない。

2 (略)

(交通政策審議会への諮問)

第二十六条の二 国土交通大臣は、第十条第三項（第二十二條の二第七項（第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。））及び第二十三條の十一において準用する場合を含む。）に規定するもののほか、この法律の施行に関する重要事項については、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。

(外国船舶の監督)

第二十九条の三 国土交通大臣は、その職員に、本邦の港にある第二條第一項に規定する船舶以外の船舶であつて国土交通省令で定

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(手数料)

第二十六条 海技試験若しくは操縦試験を受ける者、海技免許講習、海技免状更新講習、特定操縦免許講習若しくは操縦免許証更新講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受ける者、海技免状若しくは操縦免許証の有効期間の更新を申請する者、海技免状若しくは操縦免許証の再交付を申請する者、海技免許若しくは操縦免許について付されている限定の変更若しくは解除を申請する者、小型船舶操縦士免許原簿に登録された事項の変更を申請する者、第二十三條第一項の承認を申請する者、承認証の再交付を申請する者又は締約国資格受有者承認原簿に登録された事項の変更を申請する者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（指定試験機関）の行う操縦試験を受ける者にあつては、指定試験機関）に納めなければならない。

2 (略)

(交通政策審議会への諮問)

第二十六条の二 国土交通大臣は、第十条第三項（第二十三條第七項及び第二十三條の十一において準用する場合を含む。）に規定するもののほか、この法律の施行に関する重要事項については、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。

(外国船舶の監督)

第二十九条の三 国土交通大臣は、その職員に、本邦の港にある第二條第一項に規定する船舶以外の船舶であつて国土交通省令で定

めるものに立ち入り、その船舶の乗組員が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める要件を満たしているかどうかについて検査を行わせることができる。

一 船員条約の締約国の船舶（漁ろうに従事するものを除く。）
その船舶の乗組員のうち、船員条約によりその資格に応じ適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、締約国が発給した船員条約に適合する資格証明書又はこれに代わる臨時業務許可書を受有していること。

二 船員条約の非締約国の船舶（漁ろうに従事するものを除く。）
一 その船舶の乗組員のうち、船員条約を適用するとしなければ前号の資格証明書を受有することを要求されることとなる者が、その資格証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

三 漁船員条約の締約国の漁ろうに従事する船舶 その船舶の乗組員のうち、漁船員条約によりその資格に応じ適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、締約国が発給した漁船員条約に適合する資格証明書又はこれに代わる臨時業務許可書を受有していること。

四 漁船員条約の非締約国の漁ろうに従事する船舶 その船舶の乗組員のうち、漁船員条約を適用するとしなければ前号の資格証明書を受有することを要求されることとなる者が、その資格証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

2 国土交通大臣は、前項第二号又は第四号に掲げる船舶について検査を行う場合において必要と認めるときは、その必要と認める限度において、当該船舶の乗組員に対し、当該各号に定める知識及び能力を有するかどうかについて審査を行うことができる。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による検査の結果、その船舶の乗組員が同項各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たしていないと認めるときは、その船舶の船長に対し、

めるものに立ち入り、その船舶の乗組員が次の各号に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める要件を満たしているかどうかについて検査を行わせることができる。

一 条約の締約国の船舶 その船舶の乗組員のうち、条約によりその資格に応じ適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、締約国が発給した条約に適合する資格証明書又はこれに代わる臨時業務許可書を受有していること。

二 条約の非締約国の船舶 その船舶の乗組員のうち、条約を適用するとしなければ前号の資格証明書を受有することを要求されることとなる者が、その資格証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

（新設）

（新設）

2 国土交通大臣は、前項第二号に掲げる船舶について検査を行う場合において必要と認めるときは、その必要と認める限度において、当該船舶の乗組員に対し、同号に定める知識及び能力を有するかどうかについて審査を行うことができる。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による検査の結果、その船舶の乗組員が同項各号の一に定める要件を満たしていないと認めるときは、その船舶の船長に対し、その要件を満たす乗組員を乗り組

その要件を満たす乗組員を乗り組ますべきことを文書により通告するものとする。

4 国土交通大臣は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、第一項の規定による検査の結果なお同項各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす乗組員を乗り組ませていない事実が判明した場合において、その船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び態様を考慮して、航行を継続することが人の生命、身体若しくは財産に危険を生ぜしめ、又は海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

5・6 (略)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の十一（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した登録海技免許講習実施機関、登録海技免状更新講習を行う者、登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行う者、登録漁ろう操船講習機関、登録特定操縦免許講習機関、登録小型船舶教習実施機関又は登録操縦免許証更新講習を行う者（第三十一条の三第一項において「登録海技免許講習実施機関等」という。）の役員又は職員

二 (略)

第三十条の三 第二十九条の三第四項の規定による処分に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2| 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十八条、第二十三条の三十五第一項又は第二十三条の三十

ますべきことを文書により通告するものとする。

4 国土交通大臣は、前項の規定に基づく通告をしたにもかかわらず、第一項の規定による検査の結果なお同項各号の一に定める要件を満たす乗組員を乗り組ませていない事実が判明した場合において、その船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び態様を考慮して、航行を継続することが人の生命、身体若しくは財産に危険を生ぜしめ、又は海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

5・6 (略)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の十一（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した登録海技免許講習実施機関、登録海技免状更新講習を行う者、登録船舶職員養成施設における船舶職員の養成を行う者、登録特定操縦免許講習機関、登録小型船舶教習実施機関又は登録操縦免許証更新講習を行う者（第三十一条の三第一項において「登録海技免許講習実施機関等」という。）の役員又は職員

二 (略)

第三十条の三 (新設)

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十八条、第二十三条の三十五第一項又は第二十三条の三十

九第一項の規定に違反したとき。

二 第十条第一項（第二十二條の二第七項（第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第二十三條の七第一項又は海難審判法第四條の規定による業務の停止の処分を受けている者を船舶職員として船舶に乗り組ませ、又は小型船舶操縦者として乗船させたとき。

三 第十九條第三項の規定による命令又は第二十四條第一項の規定による処分に違反したとき。

（削る）

第三十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第十条第一項（第二十二條の二第七項（第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第二十三條の七第一項又は海難審判法第四條の規定による業務の停止の処分に違反して船舶職員又は小型船舶操縦者の業務を行った者

（削る）

三 （略）

2 | 第二十九條の二第一項の規定による出頭の命令に应せず、同項の規定による帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、若しくは同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問

九第一項の規定に違反した者

二 第十条第一項（第二十三條第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三條の七第一項又は海難審判法第四條の規定による業務の停止の処分を受けている者を船舶職員として船舶に乗り組ませ、又は小型船舶操縦者として乗船させた者

三 第十九條第三項の規定による命令又は第二十四條第一項の規定による処分に違反した者

四 第二十九條の三第四項の規定による処分に違反した者

第三十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第十条第一項（第二十三條第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三條の七第一項又は海難審判法第四條の規定による業務の停止の処分に違反して船舶職員又は小型船舶操縦者の業務を行った者

三 第二十九條の二第一項の規定による出頭の命令に应せず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 （略）

（新設）

に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十一条の三 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録海技免許講習実施機関等の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の七（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十七条の十二（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十七条の十三第一項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条の十三第一項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2
(略)

第三十一条の四 第十七条の八第一項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十七条の八第二項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二

第三十一条の三 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録海技免許講習実施機関等の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の七（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十七条の十二（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第十七条の十三第一項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条の十三第一項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2
(略)

第三十一条の四 第十七条の八第一項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十七条の八第二項各号（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四におい

十三条の三十四において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第三十二条 第十九条第二項の規定又は第二十五条若しくは第二十五条の二(これらの規定を第二十二條の二第七項(第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十條の三第二項又は第三十一條第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

て準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第三十二条 第十九条第二項の規定又は第二十五条若しくは第二十五条の二(これらの規定を第二十三條第七項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十條の三(同條第四号を除く。)又は第三十一條第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者を使用する者、労働保険事務組合、第三十五条第一項に規定する団体、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四十八条第一項において「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業主（以下「派遣先の事業主」という。）又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）<u>第六条第十三項に規定する船員派遣（以下「船員派遣」という。）</u>の役務の提供を受ける者に対して、この法律の施行に<u>関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることが</u>できる。</p>	<p>第四十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者を使用する者、労働保険事務組合、第三十五条第一項に規定する団体、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四十八条第一項において「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣先の事業主（以下「派遣先の事業主」という。）又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）<u>第六条第十一項に規定する船員派遣（以下「船員派遣」という。）</u>の役務の提供を受ける者に対して、この法律の施行に<u>関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることが</u>できる。</p>

改正案	現行
<p>（懲戒）</p> <p>第三条 海難審判所は、海難が海技士（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）<u>第二十二條の二第一項又は第二十二條の三第一項の承認を受けた者を含む。</u>第八条及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したものであるときは、<u>裁決をもつてこれを懲戒しなければならない。</u></p> <p>（懲戒の種類）</p> <p>第四条 懲戒は、次の三種とし、その適用は、行為の軽重に従つてこれを定める。</p> <p>一 免許（船舶職員及び小型船舶操縦者法<u>第二十二條の二第一項及び第二十二條の三第一項の承認を含む。</u>第四十九条及び第五十一条において同じ。）の取消し</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（免許取消しの裁決の執行）</p> <p>第四十九条 免許の取消しの際があつたときは、理事官は、海技免状（船舶職員及び小型船舶操縦者法<u>第二十二條の二第七項（同法第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。）</u>）において読み替へて準用する同法第七條第一項の承認証を含む。次条及び第五十一条において同じ。）若しくは小型船舶操縦免許証又は水先免状を取り上げ、これを国土交通大臣に送付しなければならない。</p>	<p>（懲戒）</p> <p>第三条 海難審判所は、海難が海技士（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）<u>第二十三條第一項の承認を受けた者を含む。</u>第八条及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したものであるときは、<u>裁決をもつてこれを懲戒しなければならない。</u></p> <p>（懲戒の種類）</p> <p>第四条 懲戒は、次の三種とし、その適用は、行為の軽重に従つてこれを定める。</p> <p>一 免許（船舶職員及び小型船舶操縦者法<u>第二十三條第一項の承認を含む。</u>第四十九条及び第五十一条において同じ。）の取消し</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（免許取消しの裁決の執行）</p> <p>第四十九条 免許の取消しの際があつたときは、理事官は、海技免状（船舶職員及び小型船舶操縦者法<u>第二十三條第七項</u>）において読み替へて準用する同法第七條第一項の承認証を含む。次条及び第五十一条において同じ。）若しくは小型船舶操縦免許証又は水先免状を取り上げ、これを国土交通大臣に送付しなければならない。</p>

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則第十七条関係）
 ※地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）による改正後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（報酬給与額の算定の方法） 第七十二条の十五（略）</p> <p>2 法人が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下この項において「労働者派遣法」という。）第二十六条第一項又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六十六条第一項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者派遣（労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下この項において同じ。）若しくは船員派遣（船員職業安定法第六条第十三項に規定する船員派遣をいう。以下この項において同じ。）の役務の提供を受け、又は労働者派遣若しくは船員派遣をした場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額をもつて当該法人の報酬給与額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 労働者派遣又は船員派遣をした法人 前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。）又は当該船員派遣に係る派遣船員（船員職業安定法第六条第十四項に規定する派遣船員をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額（当該事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。）に百分の七十五の割合を乗じて得</p>	<p>（報酬給与額の算定の方法） 第七十二条の十五（略）</p> <p>2 法人が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下この項において「労働者派遣法」という。）第二十六条第一項又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六十六条第一項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者派遣（労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下この項において同じ。）若しくは船員派遣（船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣をいう。以下この項において同じ。）の役務の提供を受け、又は労働者派遣若しくは船員派遣をした場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額をもつて当該法人の報酬給与額とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 労働者派遣又は船員派遣をした法人 前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。）又は当該船員派遣に係る派遣船員（船員職業安定法第六条第十二項に規定する派遣船員をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額（当該事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。）に百分の七十五の割合を乗じて得</p>

た金額を控除した金額

附 則

(事業税の課税標準の特例)

第九条 (略)

2 14 (略)

15 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下この項において「労働者派遣法」という。)第二十六条第一項又は船員職業安定法第六十六条第一項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者派遣(労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。)又は船員派遣(船員職業安定法第六条第十三項に規定する船員派遣をいう。)をした法人に対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「控除対象雇用者給与等支給増加額」とあるのは、「控除対象雇用者給与等支給増加額に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下この項において同じ。)又は船員派遣(船員職業安定法第六条第十三項に規定する船員派遣をいう。以下この項において同じ。)の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額(当該事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。)に百分の七十五の割合を乗じて得た金額(当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。)又は当該船員派遣に係る派遣船員(船員職業安定法第六条第十四項に規定する派遣船員をいう。)に係る第七十二条の十五第一項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額)の合計

た金額を控除した金額

附 則

(事業税の課税標準の特例)

第九条 (略)

2 14 (略)

15 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下この項において「労働者派遣法」という。)第二十六条第一項又は船員職業安定法第六十六条第一項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者派遣(労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。)又は船員派遣(船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣をいう。)をした法人に対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「控除対象雇用者給与等支給増加額」とあるのは、「控除対象雇用者給与等支給増加額に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下この項において同じ。)又は船員派遣(船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣をいう。以下この項において同じ。)の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額(当該事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。)に百分の七十五の割合を乗じて得た金額(当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。)又は当該船員派遣に係る派遣船員(船員職業安定法第六条第十二項に規定する派遣船員をいう。)に係る第七十二条の十五第一項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額)の合計

16
↳
25
(略)
額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」とする。

16
↳
25
(略)
額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」とする。

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（附則第十八条関係）

※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（労働組合法等の適用除外）</p> <p>第百八条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）（第一条、第二条、第七条から第十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十七条まで、第百二十二条から第百二十五条まで、第百二十六条（第七号及び第八号を除く。）、第百二十七条、第百二十八条（第三号を除く。）及び第百三十四条並びにこれらに関する第百二十条の規定を除く。）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。</p>	<p>（労働組合法等の適用除外）</p> <p>第百八条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）（第一条、第二条、第七条から第十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十七条まで、第百二十二条から第百二十五条まで、第百二十六条（第六号及び第七号を除く。）、第百二十七条、第百二十八条（第三号を除く。）及び第百三十四条並びにこれらに関する第百二十条の規定を除く。）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。</p>

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三―六関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇百三十五（略）</p> <p>百三十六 船舶職員及び小型船舶操縦者法等の規定による登録（第三十二号に掲げるものを除く。）</p>	<p>（一）（三）（略）</p> <p>（四） 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十二條の四（登録漁ろう操船講習機関の登録）の登録漁ろう操船講習機関の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>（五）（八）（略）</p>	<p>（一）（三）（略）</p> <p>（新設）（略）</p> <p>（四）（七）（略）</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三―六関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>一〇百三十五（略）</p> <p>百三十六 船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教習所、操縦免許証更新講習若しくは登録特定操縦免許講習機関の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録</p>
	<p>課税標準</p> <p>税率</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p>
<p>百三十六の二・百三十七（略）</p> <p>百三十七の二 船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による登録</p> <p>（一） 船員法第八十三條の二（登録生存講習機関の登録）の登録</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき</p> <p>九万円</p>	<p>百三十六の二・百三十七（略）</p> <p>百三十七の二 船員の労働条件等に係る登録検査機関の登録</p> <p>船員法（昭和二十二年法律第百号）第百條の二第一項（登録検査）</p>	<p>登録件数</p> <p>一件につき</p> <p>九万円</p>

百三十八～百六十 (略)	録生存講習機関の登録（更新の登録を除く。）		
	(二) 船員法第八十三条の十七（登録消火講習機関の登録）の登録消火講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき 九万円
	(三) 船員法第百条の二第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき 九万円
百三十八～百六十 (略)	査機関の登録（更新の登録を除く。）		

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第二十一条関係）
 ※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和七年法律第 号）による改正後
 のもの
 （傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係） 提供を受ける国の機関又は法人 一〇百十七の三 （略） 百十七の四 国土交通省</p>	<p>事務</p>	<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係） 提供を受ける国の機関又は法人 一〇百十七の三 （略） 百十七の四 国土交通省</p>	<p>事務</p>
<p>百十八〇百二十三 （略）</p>	<p>（略） 総務省令で定めるもの</p>	<p>百十八〇百二十三 （略）</p>	<p>（略）</p>

改正案	現行
<p>（船員に関する特例）</p> <p>第三十三条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、<u>第四条第二項中「職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第九項」とあるのは「船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第四項」と、「職業紹介事業者（同条第十項に規定する職業紹介事業者）」とあるのは「無料船員職業紹介事業者（同条第五項に規定する無料船員職業紹介事業者）」と、「第三十九条」とあるのは「第四十四条第二項」と、「第四条第六項に規定する募集情報提供を業として」とあるのは「第六条第九項に規定する船員募集情報提供事業を」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、<u>第六条中「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第七条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「国土交通大臣」と、第八条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、<u>同条第六項において準用する場合を含む。）中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第九条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）」と、第十条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第十三条第一項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第十四条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「</u></u></u></p>	<p>（船員に関する特例）</p> <p>第三十三条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、<u>第四条第二項中「特定地方公共団体（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第九項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）並びに職業紹介事業者（同条第十項に規定する職業紹介事業者）」とあるのは「無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者）」と、「第三十九条」とあるのは「第四十四条第二項」と、「同法第四条第六項に規定する募集情報等提供」とあるのは「労働者の募集に関する情報を提供すること」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、<u>第六条中「（特定地方公共団体を含む。）、事業主、職業紹介事業者等」とあるのは「、事業主、無料船員職業紹介事業者等」と、第七条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「特定地方公共団体、職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第八条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、<u>同条第六項において準用する場合を含む。）中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第九条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。））」と、第十条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第十三条第一項中「厚生労働省</u></u></u></p>

職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、第二十五条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十七条中「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十八条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十九条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第三十条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十一条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

令」とあるのは「国土交通省令」と、第十四条中「公共職業安定所、特定地方公共団体」とあるのは「地方運輸局」と、「職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、第二十五条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第二十七条中「特定地方公共団体、職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十八条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第二十九条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、第三十条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十一条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）（抄）（附則第二十三条関係）
 ※公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）による改正後のもの
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教育職員に関する読替え） 第五条 教育職員（指導改善研修被認定者を除く。）についての地方公務員法第五十八条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項本文中「第二条、」とあるのは「第三十二条の四第一項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは」とあるのは「次に掲げる事項について条例に特別の定めがある場合は」と、「その協定」とあるのは「その条例」と、「当該協定」とあるのは「当該条例」と、同項第五号中「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第二項中「前項の協定で同項第四号の区分をし」とあるのは「前項第四号の区分並びに」と、「を定めたときは」とあるのは「について条例に特別の定めがある場合は」と、「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「厚生労働大臣は、労働政策審議会」とあるのは「文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」と、「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、「協定」とあるのは「条例」と、同法第三十三条第三項中「官公署の事業（別表</p>	<p>（教育職員に関する読替え） 第五条 教育職員（指導改善研修被認定者を除く。）についての地方公務員法第五十八条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項本文中「第二条、」とあるのは「第三十二条の四第一項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは」とあるのは「次に掲げる事項について条例に特別の定めがある場合は」と、「その協定」とあるのは「その条例」と、「当該協定」とあるのは「当該条例」と、同項第五号中「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第二項中「前項の協定で同項第四号の区分をし」とあるのは「前項第四号の区分並びに」と、「を定めたときは」とあるのは「について条例に特別の定めがある場合は」と、「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「厚生労働大臣は、労働政策審議会」とあるのは「文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」と、「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、「協定」とあるのは「条例」と、同法第三十三条第三項中「官公署の事業（別表</p>

第一に掲げる事業を除く。）」とあるのは「別表第一第十二号に掲げる事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」と読み替えて同法第三十二条の四第一項から第三項まで及び第三十三条第三項の規定を適用するものとし、同法第二条、」と、「から第三十二条の五まで」とあるのは、「第三十二条の三の二、第三十二条の四の二、第三十二条の五、第三十七条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第一項、第六十六条（船員法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）」と、「規定は」とあるのは「規定（船員法第七十三条第一項の規定に基づく政令の規定中同法第六十六条に係るものを含む。）」は」と、同条第四項中「同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と、同法」とあるのは「同法」とする。

2
(略)

第一に掲げる事業を除く。）」とあるのは「別表第一第十二号に掲げる事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」と読み替えて同法第三十二条の四第一項から第三項まで及び第三十三条第三項の規定を適用するものとし、同法第二条、」と、「から第三十二条の五まで」とあるのは、「第三十二条の三の二、第三十二条の四の二、第三十二条の五、第三十七条」と、「第五十三条第一項」とあるのは「第五十三条第一項、第六十六条（船員法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）」と、「規定は」とあるのは「規定（船員法第七十三条の規定に基づく命令の規定中同法第六十六条に係るものを含む。）」は」と、同条第四項中「同法第三十七条第三項中「使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「使用者が」と、同法」とあるのは「同法」とする。

2
(略)

改 正 案	現 行
<p>（船員に関する特例）</p> <p>第七十九条の二 船員である者が失業した場合に関しては、第十条の四第二項中「又は業として」とあるのは「若しくは業として」と、「除く。」とあるのは「除く。」又は船員職業安定法第六條第四項に規定する特定地方公共団体、同条第五項に規定する無料船員職業紹介事業者若しくは業として同条第六項に規定する職業指導（船員の職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。第十五条第五項において同じ。）及び船員雇用促進センター（船員の雇用の促進に関する特別措置法第七条第二項に規定する船員雇用促進センターをいう。以下同じ。）を除く。）と、第十五条第二項から第四項まで、第十九条第三項、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条、第二十四条、第二十四条の二第一項及び第二項、第二十九条第二項、第三十条、第三十一条第二項、第三十二条第二項及び第三項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条第一項、第二項及び第七項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第五項、第三十九条第二項、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項、第四十七条第二項、第五十一条第一項及び第二項、第五十三条第一項、第五十六条の三第一項並びに第五十九条第一項中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」</p>	<p>（船員に関する特例）</p> <p>第七十九条の二 船員である者が失業した場合に関しては、第十条の四第二項中「又は業として」とあるのは「若しくは業として」と、「除く。」とあるのは「除く。」又は船員職業安定法第六條第四項に規定する無料船員職業紹介事業者若しくは業として同条第五項に規定する職業指導（船員の職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。第十五条第五項において同じ。）及び船員雇用促進センター（船員の雇用の促進に関する特別措置法第七条第二項に規定する船員雇用促進センターをいう。以下同じ。）を除く。）と、第十五条第二項から第四項まで、第十九条第三項、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条、第二十四条、第二十四条の二第一項及び第二項、第三十条、第三十一条第二項及び第三項、第三十三条第一項及び第二項、第三十七條第一項、第二項及び第七項、第三十七條の三第二項、第三十七條の四第五項、第四十一条第一項、第四十七條第二項、第五十一条第一項、第五十二条第一項及び第二項、第五十三条第一項、第五十六条の三第一項並びに第五十九条第一項中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」又は「公共職業安定所長又は地方運輸局（</p>

又は「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第十五条第三項中「法令の規定に基づき失業者」とあるのは「失業者」と、同条第五項中「職業安定機関」とあるのは「職業安定機関、地方運輸局、船員職業安定法第六条第四項に規定する特定地方公共団体、船員雇用促進センター」と、第二十九条第一項、第三十二条第一項、第四十三条第一項第一号及び第五十八条第一項中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の」と又は「公共職業安定所長若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第二十九条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）が」と、第三十二条第一項第四号及び第五十二条第一項第三号中「事業所」とあるのは「事業所又は船員職業安定法第二十二條（第二項ただし書を除く。）の規定に該当する船舶」と、第五十八條第一項中「職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体、船員職業安定法第六条第四項に規定する特定地方公共団体」と、「同法」とあるのは「職業安定法」と、「公共職業安定所長が」とあるのは「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び

運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第十五条第三項中「法令の規定に基づき失業者」とあるのは「失業者」と、同条第五項中「職業安定機関」とあるのは「職業安定機関、地方運輸局、船員雇用促進センター」と、第二十九条第一項、第三十二条第一項、第四十三条第一項第一号及び第五十八条第一項中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の」と又は「公共職業安定所長若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第二十九条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）が」と、第三十二条第一項第四号及び第五十二条第一項第三号中「事業所」とあるのは「事業所又は船員職業安定法第二十一條（第二項ただし書を除く。）の規定に該当する船舶」と、第五十八條第一項中「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」、同法」とあるのは「公共職業安定所長が」とあるのは「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」とする

地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長が
「とする。

○ 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（抄）（附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船員雇用促進等事業）</p> <p>第八条 船員雇用促進センターは、船員の雇用の促進等を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 船員職業紹介（船員職業安定法第六条第二項に規定する船員職業紹介をいう。）、船員労務供給（同条第十項に規定する船員労務供給及び同条第十三項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）その他船員の就職の奨励に関する事業を行うこと。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（船員職業紹介事業についての船員職業安定法の適用除外等）</p> <p>第九条 船員職業安定法第三十三条から第三十五条まで、第四十一条及び第二百二条の規定並びに同法第九十九条の規定（船員職業紹介事業に関し必要な事項に係る部分に限る。）は、船員雇用促進センターが行う船員職業紹介事業については適用しない。</p> <p>2 船員職業安定法第七条、第十五条から第二十二條まで（第二十一条第一項及び第三項を除く。）、第九十六条第一項及び第一百条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員職業紹介事業について準用する。</p> <p>（船員労務供給事業についての船員職業安定法の適用除外）</p> <p>第十条 船員職業安定法第五十条、第五十一条、第五十四条から第五十七条まで、第六十六条第一項及び第六項、第六十七条、第六十八条、第七十八条、第八十七条から第九十一条まで並びに第一百二条の規定並びに同法第九十九条の規定（船員労務供給事業に関し</p>	<p>（船員雇用促進等事業）</p> <p>第八条 船員雇用促進センターは、船員の雇用の促進等を図るため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 船員職業紹介（船員職業安定法第六条第二項に規定する船員職業紹介をいう。）、船員労務供給（同条第八項に規定する船員労務供給及び同条第十一項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）その他船員の就職の奨励に関する事業を行うこと。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（船員職業紹介事業についての船員職業安定法の適用除外等）</p> <p>第九条 船員職業安定法第三十三条から第三十五条まで、第四十一条、第四十三条及び第二百二条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員職業紹介事業については適用しない。</p> <p>2 船員職業安定法第七条、第十五条から第十七條まで、第十九条、第二十条第二項、第二十一条、第九十六条第一項及び第一百条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員職業紹介事業について準用する。</p> <p>（船員労務供給事業についての船員職業安定法の適用除外）</p> <p>第十条 船員職業安定法第五十条、第五十一条、第五十三条から第五十七条まで、第六十六条第一項及び第六項、第六十七条、第六十八条、第七十八条、第八十七条から第九十一条まで並びに第一百二条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員労務供給事業に関し</p>

必要な事項に係る部分に限る。)は、船員雇用促進センターが行う船員労務供給事業については適用しない。

(船員労務供給事業の実施に関する基本的事項)

第十一条 (略)

254 (略)

5 船員職業安定法第七条、第十八条、第十九条、第二十二條、第九十六条及び第百条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員労務供給事業について準用する。この場合において、同法第十八条第一項中「求人に関する情報又は求職者」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者」と、同条中「求人等に関する情報」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者等に関する情報」と、同法第二十二條第一項中「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員労務供給(当該同盟罷業、閉出又は係船の行われる際に当該船舶につき船員労務供給を行っている場合にあつては、当該船員労務供給及びこれに相当するものを除く。)を行つてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「無制限に船員労務供給が行われる」と、「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員労務供給(当該通報の際現に当該船舶につき船員労務供給を行っている場合にあつては、当該船員労務供給及びこれに相当するものを除く。)を行つてはならない」と、「求職者を紹介する」とあるのは「船員労務供給を行う」と読み替えるものとする。

6 (略)

(船員法等の適用に関する特例)

第十四条 船員雇用促進センターとその雇用する労務供給船員との労働関係については、労務供給船員を船員法第二条第二項に規定する予備船員と、船員雇用促進センターを同法第五条第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、

ついでには適用しない。

(船員労務供給事業の実施に関する基本的事項)

第十一条 (略)

254 (略)

5 船員職業安定法第七条、第十九条、第二十一条、第九十六条及び第百条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員労務供給事業について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員労務供給(当該同盟罷業、閉出又はけい船の行われる際に当該船舶につき船員労務供給を行っている場合にあつては、当該船員労務供給及びこれに相当するものを除く。)を行つてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「無制限に船員労務供給が行われる」と、「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員労務供給(当該通報の際現に当該船舶につき船員労務供給を行っている場合にあつては、当該船員労務供給及びこれに相当するものを除く。)を行つてはならない」と、「求職者を紹介する」とあるのは「船員労務供給を行う」と読み替えるものとする。

6 (略)

(船員法等の適用に関する特例)

第十四条 船員雇用促進センターとその雇用する労務供給船員との労働関係については、労務供給船員を船員法第二条第二項に規定する予備船員と、船員雇用促進センターを同法第五条第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、

同法第一条第一項、第四条、第三十一条、第三十二条、第三十三条から第三十五条まで、第四十四条の二、第四十四条の三、第五十条第一項、第五項及び第六項、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十八条の二、第七章、第八十一条第一項、第八十三条、第八十七条第一項本文及び第二項本文、第十章、第十一章（第九十七条第一項（第四号に係る部分に限る。））、第三項及び第四項を除く。））、第一百一条第一項、第一百二条、第一百三條、第一百五條、第一百六條、第一百七條（第五項を除く。））、第一百八條、第一百九條、第一百十條、第一百十二條、第一百十三條第一項及び第二項、第一百十四條から第一百十七條まで、第一百十九條、第一百十九條の二並びに第二百一十一條の二の規定並びに当該規定に基づいて発する命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第四十四条の二第一項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員労務供給（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。））第八條第二号に規定する船員労務供給をいう。以下同じ。）の役務に従事しない期間」と、同法第五十三條第二項中「これを毎月」とあるのは「船舶所有者が雇用契約に基づきこれを支払うべきこととされている期間において毎月」と、同法第七十四條第一項、第二項及び第四項中「同一の事業に属する船舶」とあるのは「特別措置法第十一條第一項ただし書に規定する船員労務供給契約に係る船舶」と、同項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員労務供給に係る勤務に従事しない期間」と、同法第七十五條第一項中「十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える」とあるのは「十五日を基準として国土交通省令で定める日数とする」と、同法第二項中「十日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日（同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増す

同法第一条第一項、第四条、第三十一条、第三十二条、第三十三条から第三十五条まで、第四十四条の二、第四十四条の三、第五十条第一項及び第四項、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十八条の二、第七章、第八十一条第一項、第八十三条、第八十七条第一項本文及び第二項本文、第十章、第十一章（第九十七条第一項（第四号に係る部分に限る。））、第三項及び第四項を除く。））、第一百一条第一項、第一百二条、第一百三條、第一百五條、第一百六條、第一百七條（第五項を除く。））、第一百八條、第一百九條、第一百十條、第一百十二條、第一百十三條第一項及び第二項、第一百十四條から第一百十七條まで、第一百十九條、第一百十九條の二並びに第二百一十一條の二の規定並びに当該規定に基づいて発する命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第四十四条の二第一項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員労務供給（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。））第八條第二号に規定する船員労務供給をいう。以下同じ。）の役務に従事しない期間」と、同法第五十三條第二項中「これを毎月」とあるのは「船舶所有者が雇用契約に基づきこれを支払うべきこととされている期間において毎月」と、同法第七十四條第一項、第二項及び第四項中「同一の事業に属する船舶」とあるのは「特別措置法第十一條第一項ただし書に規定する船員労務供給契約に係る船舶」と、同項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員労務供給に係る勤務に従事しない期間」と、同法第七十五條第一項中「十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える」とあるのは「十五日を基準として国土交通省令で定める日数とする」と、同法第二項中「十日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日（同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一

「ごとにより一日」とあるのは「十日を基準として国土交通省令で定める日数とし、同項ただし書に規定する期間一箇月を増すごとに一日」と、同条第三項中「二十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える」とあるのは「二十五日を基準として国土交通省令で定める日数とする」と、同条第四項中「十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日（同項ただし書に規定する期間一箇月を増すごとに一日）」とあるのは「十五日を基準として国土交通省令で定める日数とし、同項ただし書に規定する期間一箇月を増すごとに一日」と、同法第七十八条第一項中「並びに国土交通省令の定める手当及び食費」とあるのは「及び国土交通省令で定める手当」と、同法第八十一条第一項中「作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項」とあるのは「船員労務供給の役割に従事する者の安全及び健康の確保に関し国土交通省令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に乗り組ませてはならない」とあるのは「船員労務供給の役割に従事させてはならない」と、同法第八十七条第一項本文及び第二項本文中「船内で使用してはならない」とあるのは「国土交通省令で定める場合を除き船員労務供給の役割に従事させてはならない」と、同法第八十九条第二項中「雇入契約存続中」とあるのは「船員労務供給の役割に従事するために乗船中」と、同法第九十五条中「船員保険法」とあるのは「船員保険法（特別措置法第十五条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百零一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律（特別措置法第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、「船員の労働関係」とあるのは「船員の労働関係（特別措置法第十四条第四項に規定する労働関係を含む。）」と、同法第一百三十三条第一項中「労働協約」

日）」とあるのは「十日を基準として国土交通省令で定める日数とし、同項ただし書に規定する期間一箇月を増すごとに一日」と、同条第三項中「二十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える」とあるのは「二十五日を基準として国土交通省令で定める日数とする」と、同条第四項中「十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日（同項ただし書に規定する期間一箇月を増すごとに一日）」とあるのは「十五日を基準として国土交通省令で定める日数とし、同項ただし書に規定する期間一箇月を増すごとに一日」と、同法第七十八条第一項中「並びに国土交通省令の定める手当及び食費」とあるのは「及び国土交通省令で定める手当」と、同法第八十一条第一項中「作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項」とあるのは「船員労務供給の役割に従事する者の安全及び健康の確保に関し国土交通省令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に乗り組ませてはならない」とあるのは「船員労務供給の役割に従事させてはならない」と、同法第八十七条第一項本文及び第二項本文中「船内で使用してはならない」とあるのは「国土交通省令で定める場合を除き船員労務供給の役割に従事させてはならない」と、同法第八十九条第二項中「雇入契約存続中」とあるのは「船員労務供給の役割に従事するために乗船中」と、同法第九十五条中「船員保険法」とあるのは「船員保険法（特別措置法第十五条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百零一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律（特別措置法第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、「船員の労働関係」とあるのは「船員の労働関係（特別措置法第十四条第四項に規定する労働関係を含む。）」と、同法第一百三十三条第一項中「労働協約」とあるの

とあるのは「特別措置法第十二条第一項の規定により認可を受け
た船員労務供給規程、労働協約」と、同項及び同条第二項中「船
内及びその他の事業場内」とあるのは「事業場内」とする。
2
6
(略)

は「特別措置法第十二条第一項の規定により認可を受けた船員労
務供給規程、労働協約」と、同項及び同条第二項中「船内及びそ
の他の事業場内」とあるのは「事業場内」とする。
2
6
(略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第九条関係）			
一〇二六（略）	（略）	一〇二六（略）	（略）
二十六の二 国土 交通大臣	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）による海技士の免許、船員条約締約国資格証明書若しくは同法第二十二條の三第一項に規定する資格証明書を受有する者の承認又は小型船舶操縦士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	二十六の二 国土 交通大臣	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）による海技士の免許、 <u>締約国資格証明書を受有する者の承認又は小型船舶操縦士の免許に関する事務</u> であつて主務省令で定めるもの
二十六の三〇百三十六（略）	（略）	二十六の三〇百三十六（略）	（略）

○ 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（令和六年法律第六十号）（抄）（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）</p> <p>第二条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二条を次のように改める。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 監理型育成就労 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 外国人が、労働者派遣等育成就労産業分野（育成就労産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させるに当たり季節的業務に従事させることを要する分野であつて、当該技能を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下このロにおいて「労働者派遣法」という。）第二条第一号に規定する労働者派遣又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六條第十三項に規定する船員派遣をいう。（1）及び（2）並びに第二十条第二項において同じ。）による就労を通じて修得させることができる）と認められるものとし</p>	<p>（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）</p> <p>第二条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二条を次のように改める。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 監理型育成就労 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 外国人が、労働者派遣等育成就労産業分野（育成就労産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させるに当たり季節的業務に従事させることを要する分野であつて、当該技能を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下このロにおいて「労働者派遣法」という。）第二条第一号に規定する労働者派遣又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六條第十一項に規定する船員派遣をいう。（1）及び（2）並びに第二十条第二項において同じ。）による就労を通じて修得させることができる）と認められるものとし</p>

て主務省令で定める分野をいう。以下同じ。)に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得するため、入管法別表第一の二の表の育成就労の在留資格をもって、本邦の営利を目的としない法人により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該法人による監理支援を受ける本邦の派遣元事業主等(労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主又は船員職業安定法第六条第十六項に規定する船員派遣元事業主をいう。以下同じ。)との雇用契約に基づいて次の(1)又は(2)に掲げる業務のいずれかに従事すること。

(1) 当該派遣元事業主等の本邦にある事業所において行う当該労働者派遣等育成就労産業分野に属する技能を要する業務及び労働者派遣等により当該法人による監理支援を受ける一又は複数の本邦の派遣先(労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣先又は船員職業安定法第六条第十七項に規定する派遣先をいう。以下同じ。)の本邦にある事業所において行う当該労働者派遣等育成就労産業分野に属する技能を要する業務

四〇十一 (略)
(2) (略)

(略)

第八十七条の次に次の一条を加える。

(職業安定法及び船員職業安定法の特例)

第八十七条の二 (略)

2 機構実施職業紹介事業に関しては、機構を職業安定法第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可を受けた者、船員職業安定法第六条第五項に規定する無料船員職業紹介事業者又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第

て主務省令で定める分野をいう。以下同じ。)に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得するため、入管法別表第一の二の表の育成就労の在留資格をもって、本邦の営利を目的としない法人により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該法人による監理支援を受ける本邦の派遣元事業主等(労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主又は船員職業安定法第六条第十四項に規定する船員派遣元事業主をいう。以下同じ。)との雇用契約に基づいて次の(1)又は(2)に掲げる業務のいずれかに従事すること。

(1) 当該派遣元事業主等の本邦にある事業所において行う当該労働者派遣等育成就労産業分野に属する技能を要する業務及び労働者派遣等により当該法人による監理支援を受ける一又は複数の本邦の派遣先(労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣先又は船員職業安定法第六条第十五項に規定する派遣先をいう。以下同じ。)の本邦にある事業所において行う当該労働者派遣等育成就労産業分野に属する技能を要する業務

四〇十一 (略)
(2) (略)

(略)

第八十七条の次に次の一条を加える。

(職業安定法及び船員職業安定法の特例)

第八十七条の二 (略)

2 機構実施職業紹介事業に関しては、機構を職業安定法第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可を受けた者、船員職業安定法第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第

五条の三、第五条の四第一項及び第三項並びに第五条の五から第五条の八まで、同法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条の十三、同法第三十三条の五、同法第三十四条において準用する同法第二十条、同法第四十八条、第四十八条の三第二項及び第三項並びに第五十一条第二項、船員職業安定法第七条、同法第四十二条第一項において準用する同法第十五条から第二十条まで及び第二十二條、同法第九十六条第一項、第九十八条第二項及び第三項並びに第一百四四条並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項及び第四項、第五条の四第一項及び第三項、第五条の五第一項並びに第五条の六第一項第三号、同法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条の十三並びに同法第五十一条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十一条及び第十二条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」と、職業安定法第四十八条中「第三条、第五条の三から第五条の五まで、第三十三条の五、第四十二条、第四十三条の八及び第四十五条の二」とあるのは「第五条の三から第五条の五まで及び第三十三条の五」と、「求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者」とあるのは「及び求人者」と、同法第四十八条の三第二項中「求人者又は労働者供給を受けようとする者」とあるのは「求人者」と、同条第三項中「労働者の募集を行う者に対し第一項の規定による命令をした場合又は前項」とあるのは「前項」と、「命令又は勧告」とあるのは「勧告」と、船員職業安定法第四十二条第一項において準用する同法第十五条第一項第三号、第十六条第二項及び第三項、第十八条、第

五条の三、第五条の四第一項及び第三項並びに第五条の五から第五条の八まで、同法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条の十三、同法第三十三条の五、同法第三十四条において準用する同法第二十条、同法第四十八条、第四十八条の三第二項及び第三項並びに第五十一条第二項、船員職業安定法第七条、同法第四十二条第一項において準用する同法第十五条から第十七条まで、第十九条及び第二十一条、同法第九十六条第一項、第九十八条第二項及び第三項並びに第一百四四条並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項及び第四項、第五条の四第一項及び第三項、第五条の五第一項並びに第五条の六第一項第三号、同法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条の十三並びに同法第五十一条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十一条及び第十二条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」と、職業安定法第四十八条中「第三条、第五条の三から第五条の五まで、第三十三条の五、第四十二条、第四十三条の八及び第四十五条の二」とあるのは「第五条の三から第五条の五まで及び第三十三条の五」と、「求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者」とあるのは「及び求人者」と、同法第四十八条の三第二項中「求人者又は労働者供給を受けようとする者」とあるのは「求人者」と、同条第三項中「労働者の募集を行う者に対し第一項の規定による命令をした場合又は前項」とあるのは「前項」と、「命令又は勧告」とあるのは「勧告」と、船員職業安定法第四十二条第一項において準用する同法第十五条第一項第三号並びに第十六条第二項及び第三項

十九條第一項並びに第二十條並びに同法第四百條中「国土交通省令」とあるのは「主務省令」と、同法第九十六條第一項並びに第九十八條第二項及び第三項中「国土交通大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法第九十六條第一項第一号中「第四條の規定並びに第十六條及び第十九條の規定（これらの規定を第四十二條第一項、第四十八條及び第五十二條において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四十二條第一項において準用する第十六條及び第十九條の規定」と、「求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者」とあるのは「及び求人者」と、同項第二号中「、第四十八條、第四十九條及び第五十二條において」とあるのは「において」と、「無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者（地方公共団体を除く。次條、第九十八條第一項並びに第二百二條第一項及び第二項において同じ。）及び無料船員労務供給事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」と、同法第九十八條第二項中「求人者又は船員労務供給を受けようとする者」とあるのは「求人者」と、同條第三項中「船員の募集を行う者（募集受託者を除く。）」に對し第一項の規定による命令をした場合又は前項」とあるのは「前項」と、「命令又は勧告」とあるのは「勧告」とする。

(略)

並びに同法第四百條中「国土交通省令」とあるのは「主務省令」と、同法第九十六條第一項並びに第九十八條第二項及び第三項中「国土交通大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法第九十六條第一項中「第四條、第十六條、第十九條及び第四十八條第二項」とあるのは「第四十二條第一項において準用する第十六條及び第十九條」と、「求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者」とあるのは「及び求人者」と、同法第九十八條第二項中「求人者又は船員労務供給を受けようとする者」とあるのは「求人者」と、同條第三項中「船員の募集を行う者（募集受託者を除く。）」に對し第一項の規定による命令をした場合又は前項」とあるのは「前項」と、「命令又は勧告」とあるのは「勧告」とする。

(略)